

平成 2 9 年 6 月 1 4 日 開 会

平成 2 9 年 6 月 1 4 日 閉 会

平 成 2 9 年

第 2 回 定 例 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

平成 2 9 年 第 2 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 5 1 号

平成 2 9 年第 2 回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 9 年 6 月 7 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

1. 期 日 平成 2 9 年 6 月 1 4 日 (水)

2. 場 所 小豆島町役場本会議場

開 会 平成 2 9 年 6 月 1 4 日 (水曜日) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 平成 2 9 年 6 月 1 4 日 (水曜日) 午後 2 時 1 7 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	6月14日
1	大 川 新 也	○
2	坂 口 直 人	○
3	中 松 和 彦	○
4	松 下 智	○
5	谷 康 男	○
6	柴 田 初 子	○
7	藤 本 傳 夫	○
8	森 崇	○
9	安 井 信 之	○
10	秋 長 正 幸	○
11	鍋 谷 真 由 美	○
12	中 村 勝 利	○
13	浜 口 勇	○
14	森 口 久 士	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	塩 田 幸 雄	○
副 町 長	松 本 篤	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○
教 育 長	後 藤 巧	○
政策統括監	城 博 史	○
総務部長兼総務課長	松 田 知 巳	○
企画振興部長	大 江 正 彦	○
教育部長兼学校教育課長	坂 東 民 哉	○
健康福祉部長兼介護サービス課長	濱 田 茂	○
企画財政課長	川 宿 田 光 憲	○
参 事	大 川 昭 彦	○
環境衛生課長	谷 本 静 香	○
建 設 課 長	三 木 宜 紀	○
健康づくり福祉課長	清 水 一 彦	○
税 務 課 長	川 崎 智 文	○
商工観光課長	近 藤 伸 一	○
会 計 管 理 者	立 花 英 雄	○
農林水産課長	谷 部 達 海	○
議会事務局長	久 利 佳 秀	○
社会教育課長	細 井 隆 昭	○
オリーブ課長	丸 本 秀	○
人権対策課長	山 本 真 也	○
高齢者福祉課長	入 倉 哲 也	○
水 道 課 長	唐 橋 幹 隆	○
子育て共育課長	後 藤 正 樹	○
介護保険施設事務長	堀 内 宏 美	○
住 民 課 長	岡 本 達 志	○
男女共同参画推進室長	平 野 明 子	○

職務のため出席した者の指名
 議会事務局長 久 利 佳 秀
 議事日程
 別 紙 の と お り

平成29年第2回小豆島町議会定例会議事日程

平成29年6月14日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 7名
- 第4 報告第1号 平成28年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について
(町長提出)
- 第5 報告第2号 平成28年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書について
(町長提出)
- 第6 報告第3号 平成28年度小豆島町介護老人保健施設事業会計建設改良費繰越
計算書について (町長提出)
- 第7 議案第33号 専決処分の承認について
(小豆島町税条例等の一部を改正する条例について) (町長提出)
- 第8 議案第34号 専決処分の承認について
(小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
(町長提出)
- 第9 議案第35号 老健うちのみ跡地利用改修工事に係る工事請負契約について
(町長提出)
- 第10 議案第36号 老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う電気設備工事に係る工事請
負契約について (町長提出)
- 第11 議案第37号 老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う機械設備工事に係る工事請
負契約について (町長提出)
- 第12 議案第38号 小豆島町立三都公民館建設工事に係る工事請負契約について
(町長提出)
- 第13 議案第39号 平成29年度小豆島町一般会計補正予算(第1号) (町長提出)
- 第14 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第15 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)

開会 午前9時28分

○議長（森口久士君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由とします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る6月7日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会第2回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会では、繰越計算書の報告3件、専決処分の承認2件、契約案件4件、補正予算の審議1件をご提案させていただくこととしております。議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただきご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単であります。今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（森口久士君） 次に、既に議員各位もご承知のことと思いますが、去る4月1日付で町の人事異動があり課長級などの一部がかわっておりますので、異動のあった職員のみご挨拶をお願いいたします。総務部長兼総務課長。

○総務部長兼総務課長（松田知巳君） 総務部長兼総務課長を拝命しました。

○議長（森口久士君） 住民課長。

○住民課長（岡本達志君） 介護サービス課老健うちのみ兼務から住民課に異動となりました。引き続きよろしくをお願いいたします。

○議長（森口久士君） 社会教育課長。

○社会教育課長（細井隆昭君） 住民課から社会教育課長を拝命しました細井です。社会教育課は7年ぶり3度目となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 企画財政課長を拝命いたしました川宿田と申します。与えられた環境の中でベストを尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。本日は、初めての議会ということで大変緊張しており、

少し滑舌が悪くなるかもしれませんが、どうぞ大目に見ていただいてよろしくお願いたします。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（谷部達海君） 農林水産課長を拝命しました谷部でございます。議員の皆様には、3月まで議会事務局としてお世話になりました。ありがとうございます。

これからは、農林水産業全般にわたりまして、特に住民の暮らしの基盤である食を育む農業、漁業などの1次産業の再生に向けて微力でございますけども、取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（近藤伸一君） 失礼いたします。

4月1日より農林水産課から商工観光課長ということで異動しました近藤でございます。よろしくお願いたします。昨年度、延べ8回に及ぶ商工業振興審議会、こちらを経まして商工業振興計画が策定されました。その今後の活性化に向けて努力してまいりたいと思いますので、議員の皆様にもご指導、ご助言を賜ればと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（入倉哲也君） 失礼いたします。

4月1日付で高齢者福祉課長を拝命いたしました入倉でございます。高齢者が住みなれた地域で生き生きと安心して暮らしていけるまちづくりに努めてまいりますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。

○議長（森口久士君） 介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 4月1日付で介護保険施設事務長を拝命いたしました堀内でございます。どうぞよろしくお願いたします。地域の皆様に信頼され愛される施設づくりを目指して頑張りたいと思いますので、皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願申し上げます。

○議長（森口久士君） 議会事務局長。

○議会事務局長（久利佳秀君） 今回の人事異動で議会事務局長を拝命いたしました久利でございます。よろしくお願いたします。議会事務局の仕事は初めてになりますけれども、皆様のご協力のもと円滑な議会運営、また活発な議員活動ができますよ

う、私どものほうも微力でございますが、ご支援したいと思っておりますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時34分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。2月21日以降6月6日までの主要事項に関する報告及び監査委員からの例月出納検査結果報告書3件については、お手元に印刷配付のとおりでありますので朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（森口久士君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、2番坂口直人議員、3番中松和彦議員を指名しますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（森口久士君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は本日1日にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 一般質問

○議長（森口久士君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

一般質問の方法につきましては、引き続き一問一答で行います。

なお、一般質問の時間を守っていただくために5分前に事務局長が札を出します。

その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。



お断り申し上げます。

議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。6番柴田初子議員。

○6番（柴田初子君） 改めましておはようございます。

私のほうからは、学校のトイレ改善についてを質問させていただきます。

今なお、臭い、汚い、怖い、暗い、壊れているの5Kと呼ばれているトイレが多数を占めると言われております公立学校のトイレの状況です。

トイレには行きたいけれど、学校の便器は和式だから嫌だ、我慢をしよう。民間企業の調査によると、学校で大便をしない小学生は3割に上り、和式トイレが多い学校に通う子供ほど我慢する傾向が強いという結果が出ております。最近では、自宅の洋式トイレで座った世代が学校の和式トイレに抵抗を覚えることは容易に理解ができません。

今、洋式トイレへの改修を積極的に行っている自治体も増えてきております。小豆島町の小学校は、一番新しい池田小学校で築37年、一番古い苗羽小学校は築56年がたっております。当時は和式トイレが当たり前の時代でしたが、今は変わってきております。保護者の方からも洋式便器が少ないし、汚い、何とかできないのかという声があります。

学校のトイレは、子供たちだけの問題ではありません。震災時には避難所となるなど、多くの住民が利用をします。実際、東日本大震災や昨年の熊本地震の被災地では、筋力の弱い高齢者などが防災拠点となった学校に避難した際に、和式トイレが使えないケースがあったと聞いております。

そこでお伺いをいたします。各小学校のトイレについて、今の状況とこれから洋式トイレを増やすお考えがあるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 今、柴田議員から学校トイレの改善についてのご質問がございました。

最初に、小学校のトイレの現状ですが、これまでに各トイレに1カ所以上は洋便器に改修を行うとともに、トイレブースの改修なども実施しております。

洋便器の数でございますが、中学校が大便器52カ所のうち洋便器が37カ所で洋便器の割合は71.2%、小学校は146カ所のうち洋便器が50カ所で洋便器の割合は34.2%

となっております。小・中学校全体で大便器 198 カ所のうち洋便器が 87 カ所で洋便器の割合は 43.9%でございます。

香川県の公立小・中学校において、洋便器の割合が 41.1%ですので、比較しますと、町全体では平均を 2.8%を上回っていますが、小学校は 6.9%下回っております。

次に、洋式トイレを増設することについてですが、ご承知のとおり、本町では小豆島高校跡地への中学校移転、その後の中学校に内海地区の 3 小学校を統合する方向性がございます。このため、内海地区の 3 小学校においては、洋便器を増設することは考えておりませんが、池田小学校につきましては、現在の中学校を小学校校舎に改築するまでに、学校の意見も聞きながら洋便器の増設を行いたいと考えております。

最後になりますが、ご質問にありましたように、各学校とも老朽化により、トイレの環境が十分でないことは承知しておりますが、今後とも和便器がもし故障して修繕を行う際には、洋便器に変更するとか照明を増設することなどについて検討したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。これで終わります。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 先ほど洋式トイレですけれども、県の平均は 41%、中学校は新しいまだまだ平成 18 年、新しいですから当然洋式トイレが多いと思います。

統合のお話はもちろん聞いてますからわかりますけれども、統合は小学校は平成 34 年 4 月に開校の予定になっています。今、平成 29 年です。開校が 34 年でこれ今から何年もあります。この間、今の小学校、特に星城小学校、安田小学校のトイレはまだタイルを引いて、白いタイルできれいです、まだましなほうです。苗羽小学校は、床ってというか、下も赤茶けてはげて、写真も撮ってきてますのであれですけれども、ちょっとひどい状態です。もう少し何とかならなかったかなと思うんですけども、今からではあれですけども、せめて国のほうでは、自治体が公立小学校とかをトイレの改修する場合には、費用の 3 分の 1 を国が補助をするという制度があるようです。一応調べましたら、これはトイレの一節、全面的な改修の場合に限るとしてますので、これ洋式トイレを増やすにはちょっと補助は無理かなとは思うんですけども、今の小学校のトイレの数が大体和式が 6 つぐらいあって、洋式が 1 個ぐらいです。どこも 1 個だけです。今、現場で聞きますと、洋式トイレに並んでるって、生徒が、子供さんが。和式が余っとるんじゃけど、あいとるけど、洋式に並んでるっていう状況があると聞いておりますので、統合するっていう、そこまでの間、4 年も 5 年もありますので、子供たちが日に日に子供だけじゃなくて、皆何回も 1 日トイレ行きます。たびに

そういう環境の悪いところで何年も過ごす小学校そのまま卒業するまで過ごすっていうふうなかたちになりますので、ぜひ改修までとはいかなくても洋式トイレをもう少し増やすという考えはないのでしょうか、もう一度お聞きします。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 今、柴田議員のほうから、国の補助事業のお話もございませけれども、これには恐らく対象工事費等の制限もありますし、その改修の状況によって、簡易な改修の場合には国庫補助の対象にならないものと思っております。

今回、ご質問がございまして、各中学校は答弁しましたように洋式トイレが多いので、4小学校に一応休み時間、お昼休みのトイレの状況について確認をいたしました。各学校とも比較的高学年になれば和便器も使える子供も多いということで、低学年、特に1年生の最初のうちにやはり洋便器を使用する児童が多いというふうには聞いています。そのトイレの状況ですけど、確かにお昼休み等、給食の後にちょっと並んだりという状況がございませけれども、各学校とも1年、2年、3年の担任にも確認していただきましたが、特に休み時間内にトイレが終わらないとか、そういう状況にはないというふうに理解しております。

今の再質問にありましたけど、特に苗羽小学校のご指摘だと思うんですけども、確かにほかの学校と違って一番古いということで、床のほうもコンクリートの打ちっ放しに塗料を塗るといふような状況で補修補修ということで重ねてきております。特に苗羽小学校の場合、ちょっと照明がほかの学校に比べて、トイレの環境も含めて少し暗いということは認識いたしております。先ほど、教育長の答弁にもございましたけれども、もう一度苗羽小学校については、そのあたりの状況を確認して、照明の増設等も含めて実施できるかどうかについては検討したいと思っております。

ただ、洋便器の増設については、和便器2つ潰して洋便器1つにするとかいふようなこともございませるので、洋便器の増設については、現段階では難しいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 和便器を2つ潰して1つにするのが難しいということなんですけれども、ちょっと聞きますと、苗羽小学校のトイレは広いんです。トイレとトイレの間がすごく広くてスペースはいっぱいありますと。もし洋式になって、でもそんな狭い感じはしませんということもちょっとお聞きしております。このほうもぜひ統合までいふのはちょっと子供たちのことを考えるとかわいそうじゃないかなと思います。

ここでこれ埼玉県の小児外科部長さんの少しお話が新聞に載ってましたので読ませていただきますけれども、2000年に入り、子供たちの便秘が増加している印象がある。重症化する、集中力の低下、食欲をなくすなどの健康障害が起きてくる。病院として、食事の洋食化のほか、学校や習い事の慌ただしい毎日を送っており、規則的な排便の習慣づけができにくい状況が上げられる。また、家庭で洋式便器が普及する中、学校には老朽化した和式便器が多く、やむなくトイレの利用を我慢する子供が多い。さらに和式トイレには、大腸菌が多く検出されている調査結果もある。和式の清掃方法で多いトイレの床に水をまく清掃が悪臭の原因にもなっている。子供たちの健康を守るために学校トイレの洋式化は必須で、自治体は清潔で明るいトイレへの改修をぜひ心がけてほしいという小児科の先生からのご意見であります。

厳しいとか統合するからとかいう理由じゃなくて、もうぜひ前向きなご答弁をいただきたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 小学校のトイレについて柴田議員からご質問をいただきました。

苗羽小学校は、確か私と教育長が小学5年生のときに新築になったんですけれども、今も苗羽小学校によく行きますけれども、私がいたころのトイレと同じではないかと時々思っております。

どこまでできるかわかりませんが、とにかく一度各校長先生のご意見もよく聞いて、できるものであれば統合まで待つまでもなく、とにかく現場の先生の声を一度よく聞いて、柴田議員の意見が実現できるかどうか、何しろ自信はありませんけど、まずちゃんと聞いた上で検討させていただきたいと思います。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 検討していただいて、ぜひ実現できるようよろしく願いいたします。以上です。終わります。

---

○議長（森口久士君） 2番坂口直人議員。

○2番（坂口直人君） 私からは、小豆島特別支援学校の設立について質問したいと思います。

小豆島特別支援学校の進捗状況はいかがでしょうか。香川県の教育委員会から平成29年度の主な取り組みとして小豆地域における特別支援学校の整備に向けての具体的な検討を進めるとあります。そこで私が重要だと思ったことをお伺いします。

まず、1つ目ですが、スケジュールです。

保護者の皆様は、一日でも早い開校を期待しています。進捗状況はいかがでしょうか。

2つ目、高等部の設立要望です。

保護者の方の中には、高等部の設立を望んでいる方もいます。高等部は、障害ある生徒が夢や希望を持ち、社会貢献、社会参加を目指す上で重要な役割を果たすと考えますが、現在の方針はどうなっていますか。

3つ目、安心して小豆島で暮らしたいということです。

障害のある人が安心して暮らすためには、周囲の人々が障害を正しく理解し、障害あるなしにかかわらず互いに支え合い、ともに暮らしていくことが当たり前になってほしい。もしも親のサポートがなくなった場合でも、地域の中に居場所が確立され、働く場があり、総合的なサポートが受けられることが重要です。子供が学校に通っている間は、親のサポートがありますが、その後の自立を保障するには、一生のことを考えた取り組みが必要だと思います。

4つ目、開かれた学校環境。

特別支援学校が隔離された場とならないように、自由に人が行き来できるような環境づくりや取り組みが大変重要になってくると思われまます。例えば特別支援学校を一般の人でも利用する機会、リハビリやプール利用などを設定すれば、交流する人の幅が広がると思われます。

5つ目です、障害者施設の視察。

障害のある人にかかわる施設を視察して、いいところを取り入れてもらいたい。小豆島特別支援学校の詳細が決まっていない今こそ、障害ある人にかかわる施設をたくさん視察してほしい。例えば高知にあるワークスみらい高知は成功例として高く評価されているそうです。小豆島特別支援学校が他の同施設の参考になるくらい質の高い場になってほしいと願っています。

最後ですが、他の特別支援学校との交流。

小豆島には、特別支援学校の先生の数は少なく、先生が悩んでもなかなか相談できない状態です。他の特別支援学校と交流することで先生やスタッフが意見交換や相談

ができる状態にしてほしいと提案をもらいました。以上のことに対し、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 坂口議員から小豆島特別支援学校の設立についての質問、詳しくは後ほど教育長が答弁しますが、基本的な考え方について私からまずお話をさせていただきたいと思います。

小豆島、障害のある皆さんの支援というのをとても遅れていると思います。そういう中で、小豆郡の知的障害者の親の会であります手をつなぐ育成会の皆様が尽力して、香川県教育委員会に陳情されまして、この会は現在、黒島県議が会長されてますが、香川県教育委員会のほうで昨年、小豆島に特別支援学校をつくる方向性を打ち出されたということは、とても画期的だったと思っております。

特別支援学校となると、県教委の仕事になりますけれども、県教委に任せるだけじゃなくて、小豆島側でどういう体制をつくれるかというのをとても重要になると思います。特別支援学校のあり方については、後ほど教育長からお話がありますが、あわせて障害のある皆さんの暮らしの場だとか働く場とか交流する場というものがないと、学校だけができて障害のある人たちが小豆島で安心して暮らすことができないということで、教育だけじゃなくて、福祉、それから働く場、島上げての努力が必要ではないかと思っています。小豆島町では、ぬくもりと希望の島づくりチームというのを若手を中心に、教育委員会だけじゃなくて、全部局から若手の皆さんに入ってもらって、横断的に検討してもらっています。

それから、このテーマは、小豆島町だけで解決できる問題ではないので、土庄町とも力を合わせてやっていくことが必要だと思っています。後ほど健康づくり福祉課長から説明があると思いますが、今年度、障害福祉の長期計画を小豆島町も土庄町もつくることになってますので、この障害福祉の長期計画の中に特別支援学校のあり方、方向性とか、障害ある人の福祉の分野の支援体制などについての方向性を打ち出していきたいと考えているところでございます。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 坂口議員から特別支援学校についての6点の質問がありましたけども、そのうち私のほうからは、1番、2番、4番、6番について答えさせていただきたいと思います。

1 点目の進捗状況につきましては、4 月 10 日に県教委の特別支援教育課にお伺いし、今年度の予算等について確認をしてまいりました。

県の 29 年度予算の内容は、基本計画委託料及び視察研修を含めた事務費の合計で 500 万円ということでした。また、5 月には、県教委内にワーキンググループを設置し、検討を進めると聞いております。

2 点目の高等部の設立要望につきましては、小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会が平成 28 年 11 月に報告書を取りまとめております。この報告書は、義務教育である小・中学校の特別支援教育について、障害のある特別な支援が必要な児童・生徒の多様な学びの場の整備について検討していく必要があり、児童・生徒の状況を踏まえながら、検討の中で示された学びの場の一つである特別支援学校の設立に向けた取り組みを進めるのが望ましいとなっております。

また、中学部卒業後の進路を考えると、島内の就労先を踏まえながら、選択肢として島内、島外での学びの場を検討していく必要があり、重度重複で島から出られない難しい子供にとっては、高等部を含めて島内でふさわしい学びの場の設置も検討する必要があるとなっております。

このため、高等部については、今回の小豆地区特別支援学校の協議とあわせて、先ほど町長が言いましたぬくもりと希望の島づくりの取り組みの中でも検討協議を行うこととなっております。

次に、4 点目の開かれた学校環境につきましては、小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会の報告書において、学びの場の関連性として、障害のある子供とない子供の交流及び共同学習は大切であることから、共生社会の形成に向けて、小・中学校との交流及び共同学習を積極的に進める必要があるとなっております。

ご質問にあります、学校が隔離された場所にならないことは大切ですが、学校安全の面からは、自由に人が行き来できるような環境は難しいと思います。ある程度の制限が必要だということになると思います。町内の学校と同じように、ふるさと学習であるとか、学校ボランティアを通じて、地域と各学校との交流を図りたいと考えております。

最後に、6 点目の他の特別支援学校との交流につきましては、町内の小・中学校の特別支援学級の先生のご意見だと思います。

現在の特別支援学級の担任については、14 学級のうち 5 人が特別支援関係の教員免許を持っていますが、他の担任は小・中学校の教員免許のみとなっております。

このため、少しでもご質問にあるような相談ができる体制を確保する取り組みとして、今、小豆島町ではアイランドプロジェクト事業を実施しております。これは、高松養護学校の小豆分室の協力を得て、短時間ですけれども、週1回の意見交換や相談ができるようにしております。

また、小豆地区の特別支援学校が開校すれば、学校規模がわかりませんので、先生の数も不明ですが、相当数の特別支援関係の教員免許を有する教員が勤務することになります。先ほどの報告書の中で、小・中学校との交流及び共同学習を積極的に進めるとありますので、各学校の特別支援学級の担任にとっては、意見交換や相談ができる体制が構築できるものと考えております。

残りの2点につきましては、健康づくり福祉課長のほうから答えさせていただきます。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 坂口議員より小豆島の障害者施策についてご質問並びに貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。

3点目のご質問ですが、議員のおっしゃるように、障害のある人が安心して生活を送るためには、地域における障害に対する理解が不可欠です。昨年4月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律も施行され、全ての国民が障害の有無にかかわらず共生する社会を実現することが求められています。

本町としましても、障害者差別の解消に資する取り組みのみならず、障害について広く住民に理解を促すよう啓発に努めておりまして、今後も障害のある人を身近に感じられるような各種事業を展開してまいりたいと考えております。

障害のある人が地域で暮らしていくには、しっかりとしたサポート体制が構築されていることが重要であります。本町や小豆島においては、この仕組みづくりが十分ではなく、障害のある人が島内で安心して一生を過ごせるものにはなっていない現状でございます。

そこで、本町では、障害のある人の学びの場、暮らしの場、働く場、交流の場の大きく4つの柱の充実を掲げ、そのための取り組みを実施していきたいと考えております。

まず、学びの場は、ご質問にあります小豆地区での特別支援学校の設置を実現するとともに、各学校における特別支援学級を強化し、特別支援教育の充実を図ることと合わせ、在学中はもとより、卒業後に親のサポートが受けられなくても、安心した生



活を生涯保障できる居住環境を確保するため、暮らしの場の整備に向けて検討を進めてまいります。

そのためには、各種福祉サービスを充実させることを初めとし、小豆島に特別支援学校の設置と並行して、障害のある人が暮らすグループホームや障害者支援施設の整備を行いたいと考えております。

これに合わせて必要になってきますのが働く場の充実です。現在、島内には、障害のある人が働ける場が限られております。今後、一般企業にも働きかけを行い、就労のための事業所を増やす取り組みを進めていきたいと考えております。

最後に、交流の場でございますが、昨年度、坂手地区に多世代交流施設として整備された遊児老館などを活用して、演劇やワークショップを通じ、障害のあるなしにかかわらず多くの人々が触れ合う機会や毎年実施している農業体験やスポーツ大会などを継続、拡充していくことで、住民の障害についての理解を深めていきたいと考えております。

これらの施策を関連させながら、ぬくもりと希望の島をつくってまいりたいと考えております。また、本年度は、町の障害に関する計画の見直しを行うことになっております。次期計画にこれらの内容を盛り込む予定で、8月以降の小豆島町の福祉と医療の推進会議において議論を重ね、取りまとめてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

5点目の質問ですが、議員のおっしゃるとおり、障害福祉の充実を図る上で、まずは障害者施設等を目で見て、理解し、施策に結びつけることが重要でございます。

先ほど町長の答弁にもございましたように、本年4月に役場内において、ぬくもりと希望の島づくりを目指して、関係課の若手職員を中心としたプロジェクトチームを立ち上げました。このチームでこれからの取り組みについて定期的に協議検討しており、施設などの視察についても6月から7月にかけて実施することにしております。これには、土庄町、小豆郡手をつなぐ育成会、町議会議員の方にも参加をお願いし、県内の特別支援学校、障害者支援施設、障害者就労支援事業所数カ所と県外の先進地も視察する予定でございます。

議員からご紹介のあったワークスみらい高知は、就労支援に関して、障害者福祉サービスを先駆的に行っている特定非営利活動法人であります。今後も先進的な取り組みを行っている施設等を視察して、よい点を吸収し、島内で整備を進めようとする

各種の障害者支援施策をよりよいものとしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） 先日、私、保護者の方に数名集まっていたいて、お話を聞く機会がありまして、そこで保護者の方が一番心配しているのは、学校を出てからの自立っていう部分を物すごく心配してるんですね。そこでやっぱり高等部ができることによって、就職のあっせんとか、今、おっしゃられましたけど、働く場所が少ないとかっていうのを高等部が積極的に紹介したりしてくれるっていうのもありますし、その高等部の重要性っていうのを十分おっしゃられてました。これぜひ実現してほしいと思っております。

ワークスみらいのことなんですけども、一つの考え方として、障害者を支えるのではなく、一緒に事業をつくるといったような考え方を持っているようで、こういう点は見習ってほしいなと思います。

それから、せっかく小豆島にこういった学校、すばらしい学校を建てようというのであれば、やはりほかの地域からも視察に来てもらえるようなものをここが本当に先進的なものになればいいなと思っておりますので、まだ詳細は決まっていないということなんですけども、その辺十分に検討しながら、先進なことを考えていってほしいなと思います。以上で質問を終わります。

---

○議長（森口久士君） 9番安井信之議員。

○9番（安井信之君） 私は、2つのことについて町長のお考えを聞きたいと思います。

まず最初に、離島指定のデメリット解消について。

離島振興法に伴う数々のメリットがある反面、離島というだけでサービスの提供が受けられない事例が発生しています。6月の広報での私の提言で地方に移り住むことに対するデメリットが昔と比べて少なくなってきたと書かれていましたが、離島指定となってから新たに生まれたデメリットがあります。今、私が経験している中では、ネット通販で配達指定地域外となり購入できないことがあります。ほかにどのような事例があるかわかりませんが、解消していく必要があると考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 安井議員から離島振興法の離島指定のデメリットなどについてのご質問をいただきました。

離島振興法という法律は、昭和28年につくられた法律でこのようなことが書いてあります。我が国の領域や排他的経済水域等の保全など重要な役割を担っている離島と本土との産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図るための法律だということなのです。

皆さんご承知のことと思いますが、小豆島は、長い間、この離島振興法の離島ではありませんでした。なぜなら、小豆島は都市部に近く、航路もたくさん出てますし、産業基盤、醤油産業、佃煮産業、かなり産業も活性化された島であるということで、離島振興法の離島ではない。また、私が聞いたような範囲内では、離島に指定されることのデメリットも懸念されるので、離島には手を挙げないという議論が長い間されてたと聞いています。そういう中で、平成25年だったと思いますが、国のほうで離島振興法の考え方の改正がありまして、新たに10年間の人口減少が10%以上を超えている島についても離島にするということになりました。小豆島は、その人口減少が激しいということで、新たに改正された離島振興法に基づく離島に指定されたということなのです。

この離島振興法によりまして、離島活性化交付金というのがありまして、それ以外にも補助率の嵩上げとか、いろんな離島を支援する制度がありまして、小豆島町も恩恵を受けているというか、子育て支援とか文化と産業支援、いろんな面で国の補助金の支援を受けて、それなりは意味があるもんだと思いますけれども、やっぱり小豆島は島ではありますけれども、私も常識で考えて、小豆島は離島じゃないということで、離島という言葉余り強くイメージされると、やはりデメリットがあるんだと思います。詳しくはあとで課長が話しますが、インターネットの通販などで離島ということはこうイメージされて、そういうデメリットが出るようであれば、それはいけないことだと思います。

基本的には、離島振興法はフルに活用したいと思いますが、10年間で人口が10%も減るといような人口減少自体は仕方がないことですが、人口減少なるべく緩和して、一日も早く離島から離脱できるようにするというのが町長として基本的姿勢であるべきだと思っております。

それから、日本離島センターという全国組織があるんですけど、幸い今年度から小豆島町長が全国団体の理事に就任しましたので、同じ課題を抱える全国の首長さ

んのご意見なども聞きまして、要するに離島だということでハンディキャップというか、デメリットを受けることがないよう、積極的に発言、問題提起はしていきたいと思っています。

詳しくは、担当課長より答弁いたします。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、宅配サービスの現状、それから離島指定を受けたことによりますメリット、デメリットにつきましてご答弁させていただきます。

初めに、安井議員からのご質問にございました、離島指定を受けたことによりネット販売で配達指定地域外となったとのご指摘がございました。

これが一体どういうことであるのかということ在全国離島振興協議会という組織がございます。こちらに問い合わせをかけてみました。

結果を申し上げますと、宅配サービスにつきましては、通販事業者が運送業者との間で個別に契約、運用しているもので、通販事業者の会社戦略に応じて、離島送料を加算するあるいは配送を不可とするという場合があるとのことでした。平たく申し上げますと、通販事業者の利益確保、まずこれが大前提にございまして、それから商品の値段あるいは数量あるいは種類に応じて、どこまで消費者の方にご負担を求めるかというのを各個別に設定しているようでございます。

安井議員ご指摘のように、離島あるいは山間部においては、輸送コストが膨らむということで、離島送料の加算、場合によっては配送不可の商品があるようですが、離島振興法上の離島指定、これになったからといって直ちにこのサービスの低減、不利益をまねかねるということでは、直接は関係ないようでございます。離島指定イコール離島送料が加算という、直ちにそういう場合にはならないということでございました。

それから、離島指定を受けた際のメリット、デメリットでございます。

まず、メリットでございますが、先ほど町長の答弁にもありましたように離島活性化交付金、それから各種国庫補助率の嵩上げ、それから企業による土地や設備等の取得に対する税の減免、こういったものが財政的な支援が上げられます。

離島活性化交付金につきましては、平成 26 年度からの 3 年間で約 9,500 万円の交付を受けておりまして、子育て、産業づくり、防災対策、文化、アートなど各種施策の貴重な財源として活用させていただいております。

それから、デメリットと呼ぶのは言い過ぎかもしれませんが、介護保険サービスにおきまして、訪問型のサービス費用、ヘルパーさんが行くとか、そういったものでございますけれども、それに特別地域加算をつけることができるようになっております。この結果、加算をつける結果、サービスを提供する事業者さん、こちらのほうは収入が増ということになりますけれども、実際にサービスを受ける方は利用者負担がございまして、その利用者負担が少し増えてしまうというデメリットは確かにございます。

このデメリットを少しでも解消するため、事業者さんが利用者負担が増えることを一部軽減、少し安くした場合には、その軽減分の半分を町のほうから事業者さんに補助をしております、利用者負担の軽減、こちらを図っておるところでございます。

離島振興法による離島指定を受けたことによる、こういった小さなデメリットというのは確かにあるんですけれども、まずは、今あるメリットを最大限生かすということで、小豆島の活性化につなげる。それから、町長の答弁にもありましたように、早く離島のほうから脱出しまして、元気な小豆島を取り戻すということで、各施策を展開したいと思っておりますので、議員のご理解とご支援をお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） デメリットの部分を解消していく方策で、そこに住む人が幸せになってくるというふうに私は考えます。その観点からいうと、離島というふうなことになる、そういう離島の団体なりが国のほうにある程度働きかけをしていく必要性もあるやろうし、またそうすることによって小豆島の復活というか、先ほど言われてましたそういう部分のことにつながっていくと考えます。その辺は、そういうなかの中で強く言うていく必要性はあると思います。とりあえずそういう部分で考えていくことができるのかどうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 日本離島センターの理事会というのにまだ一度も参加したことは、ついこの間までは土庄町長が出ておりましたが、多分発言できると思っておりますので、積極的に安井議員の趣旨にかなうような発言をしていきたいと思っております。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） ネット販売というふうな分は、いうたら離島振興法ができたころには、そういうのは全然考えられなかったようなシステムであります。家におつ

て、ネットで注文することによって、家のほうに届けてもらうという高齢者が増えて  
いる。島としては、その辺は大いに利用が増えてくる部分だと思いますので、その辺  
の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、町施策の共通認識の必要性について伺います。

平成 29 年度が始まり、充て職に伴い数々の審議会がありました。そこで審議されて  
いる中で、今、小豆島町が抱えている問題解決に資す政策を理解しているのか疑問に  
感じる事例がありました。行政として問題意識、問題解決に対して、全ての課が歩調  
を合わせていくことが当然必要と考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 安井議員から、町の問題認識と解決に対して、全ての課が歩  
調を合わせていくことが必要とのご意見をいただきました。

全くそのとおりだと思っています。いろんな会議でも私申し上げてますけれども、  
これまでは、中央省庁が施策を立案して、香川県を通して、その施策を忠実に縦割り  
で実行することで、小豆島町のいろんな分野の施策の充実、発展がされてきたのは間  
違いないと思うんですが、日本全体が人口減少し、経済成長もとまったという中で、  
中央省庁が企画立案して、その施策をそのまま実行するということが難しくなってい  
ると思います。それぞれの市町村で横割り、横軸で、それぞれの市町村に合った施策  
を展開することが必要になっていると思います。

例えば高齢者介護という問題でも、今までは介護保険法に基づいて決められたこと  
を忠実にやっておけば問題解決できたんですが、これからはそうではなくて、高齢者  
が元気に地域で活躍できるようにいろんな施策を考えていくことが必要になって、例  
えば農業の再生のために高齢者のパワーをどう生かすかとか、子育て支援に高齢者も  
参加してもらって、子育てをよくしていく、あるいは地域づくりに高齢者も一緒に参  
加して、地域が元気になっていく。

とにかく介護保険法を忠実に実行すればいいという時代じゃなくて、役場の中のそ  
れぞれの課と一緒に議論して、施策を横軸でつないでいくということが必要になっ  
ていると思っています。とてもそういう意味では市町村の行政の責任が重くなってい  
ると思いますが、なかなか一人一人の職員の人がそれぞれ他の課の仕事との連携とかを  
考えたりつないだりということは、とても難しいことであることはまたそのとおりだ  
と思います。時間はかかると思いますが、なるべく若い人に一緒に入ってもらうと、

たくさん議論しながら施策を立案し進めていくというやり方に少しずつ変えていっている段階だと思っております。

企画財政課長が補足説明をしたいと思います。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 安井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

恐らく具体的なお質問の内容というのは、生涯学習のまちづくり支援事業における今年度提案事業におけるアール美術館小豆島開催事業、こちらのことをもう少し広げたほうがいいんじゃないかというようなご提案の趣旨だと考えております。

このアール美術館小豆島開催事業ですけれども、世界の名画を子供たちなどが贋作、まねをして、それで一つの空間として展示して美術館のようにしてしまうという、とてもユニークな取り組みであると私は考えております。

それで島の子供たちから高齢者まで幅広い年齢層の方がこの事業に参加されることは、アートを通じた地域の元気づくり、これだけではなくて子供たちの情操教育あるいは高齢者の介護予防、さらには社会での活躍と。教育、福祉、文化、アートの垣根を超えたつながり、それからその成果が期待できる事業であると考えております。さらに、例えば議員ご指摘のように、この事業に障害者の方がかかわることができるならば、本事業の魅力っていうのはもっと一層高まるのではないかとということで私は考えております。

ですので、町長のご答弁にもありましたが、この関係する課が横軸、横でつながって、歩調を合わせながら、いろんな施策を進めるというのが一番大切であると考えております。それで具体的に何をやればいいのかということになるんですけども、まちづくり全般、こちらを企画財政課のほうが所掌事務として担っておりますので、私のほうが各審議会とか委員会のほうに積極的にかかわらせていただいて、政策を横に膨らませていく、もっと魅力あるものにしていくということでやっていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 詳細にわたってありがとうございます。

私が体協の会長というふうなことで、充て職で審議会のその中で昨年だったかな、障害者施設のたんぼぼかな、そこへ訪問したときにその子が一人アートで有名にな

って、その施設の稼ぎ頭というふうになつるといふ子がいました。障害者の方がそういう部分で仕事をというふうな形で取り入れていけばちょっとでも違う、またその絵がそれほど有名にならなくても、その部分がTシャツとか、そういう部分に変わって、その分が売り上げにつながっていくというふうな機会もできると思いますんで、その辺は各課きちんと連絡を取り合っただけでやってもらいたいと思います。

また、違う会では、奨学金の問題のときがありましたけど、その分に関しては、今、50代以上の看護師の方が50%を超えとるといふふうな、違う会ではそのように伺いました。その分の危機意識がその奨学金の制度の中で絶対返ってきてくれるような層というふうな分の確保についてもちょっと消極的なことがありましたんで、その分はやり直しでどうにかかりましたけど、そういう部分に関して町が抱えとるといふか、島が抱えとるところを全部カバーしていけばいいのかなというふうに思っております。その辺はよろしく願いして、質問を終わりたいと。

○議長（森口久士君） 暫時休憩いたします。再開は10時40分。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（森口久士君） 1番大川新也議員。

○1番（大川新也君） それでは、私のほうからまず水族館構想の白紙とはということで質問したいと思います。

3月24日、四国新聞の朝刊で小豆島町の水族館構想が白紙にと報道されました。我々町民にとっては、まさしく寝耳に水であったが、町長のその内容の理由では、あくまで移転が前提の構想だったというふうな記事になっておりました。

その間、議会への経緯説明もいまだなかったように思っております。平成27年3月議会で水族館構想のための用地取得と町道の拡幅について、私が一般質問しましたときに時期尚早ではないかというふうな念を押しましたが、どうしてもということで6千万円を超す予算は執行されました。その後、執行部のほうからいろいろ水族館についてのお話、私が質問した後の執行部からの説明等で平成28年9月議会で中村議員の水族館に関連した質問の中で、町長のほうの答弁で水族館に関しては白紙の状態というふうな答弁はありましたが、それ以降の説明は何もありませんでした。そのあたりで私が2年前に質問したときのことがこれだけ予算執行され、町の所有地にもなり、



町道も拡幅されましたが、ちょっとこの判断は余りにも反省するところがあるんじゃないかなど。私が2年前に言ったときにもう少し本格化になってから用地取得、町道の拡幅は後づけというたらそれですけど、住民からの要望で長年の要望があったから拡幅の工事に入ったという、やったというふうな説明でしたが、用地取得はもしこれ今後どうするのか。3月の記事の中でもあくまで無駄にならない範囲で用地は取得しているというふうな説明もあります。今後、有効な活用、町民の意見を聞きながらやっていくというふうなことです。実際にやはり反省する点もあるのではないかと。もう少し慎重にするべきではなかったかなと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 大川議員から水族館についての質問がありました。

水族館については、多くの町民の皆さんが期待をされていたにもかかわらず、結果的に実現できなかったことは深くおわびしたいと思いますし、反省すべき点があったのではないかということについては、反省すべき点は多々あると思います。

若干の経緯は、詳しくは担当部長がご説明しますが、もともと屋島の水族館について移転をしたいと。日プラが考えているということのある新聞社の支局長さんから伺いまして、小豆島が一番の適地ではないか、どうして町長さんは手を挙げないんだというようなことがありまして、では、私も一度社長さんに会って話を伺ってみようということで何度かお会いしました。その過程で社長さんからぜひとも小豆島の坂手に水族館をつくりたいというきちんとした申し入れがありましたので、それならば私も町議会と相談して、用地の確保をしようと、そういう状況で事を進めていたことは間違いございません。しかし、結果的に会社の判断が変わりまして、引き続き屋島で水族館をしたいと、方向転換がありました。結果的に町民の皆様に期待をあおりかつ実現できなかったことについては、全て私の判断ミスであると思います。その点については、深くおわびを申し上げたいと思います。

水族館構想に関連した町道の拡幅については、ご質問にありましたように、以前からの地元の要望実現したということだと思います。土地については、坂手港は小豆島の玄関として今後ともいろんな活性化の模索を考えていくことが必要だと思いますので、町議会の皆さん、地元の皆さんのご意見を聞きながら有効に活用したいと考えております。

詳細は、担当部長から答弁いたします。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 大川議員のご質問にお答えいたします。

水族館構想につきましては、町長から申し上げましたとおり、日プラ株式会社から新屋島水族館の存続を目指す、こういった発表がございました。それを受けまして、平成 28 年第 1 回の定例会におきまして、松下議員さんからのご質問を頂戴いたしまして、新屋島水族館の閉館と貴重な海洋生物の移転を前提として坂手港への誘致を働きかけてきましたが、その前提が白紙となった以上、小豆島町から積極的に働きかける状況ではなくなった旨もそのときお答えさせていただいたかと思えます。同時にそれまでの経緯もご説明するとともに、用地取得あるいは町道拡幅につきましては、水族館が実現しなかった場合でも無駄にならない範囲で実施をしてきた旨もご説明させていただいたところでございます。

その後、日プラ株式会社の動向を注視しておりましたけれども、引き続き屋島の地で水族館を経営したいという意向に変化が見られませんでしたので、半年後になりますけれども、平成 28 年 9 月第 3 回定例会におきまして、先ほど大川議員がおっしゃられたように、中村議員の関連質問の中で水族館構想については白紙の状態になった旨ご報告させていただいたところでございます。

また、平成 28 年 1 月の坂手地区の町政懇談会では、28 年 1 月の日プラの発表後でございますが、積極的に働きかける状況ではなくなったこと、また平成 28 年 12 月の坂手地区町政懇談会では、白紙になった旨、地元坂手地区の皆様にもご報告し、おわびを申し上げたところでございます。

ご指摘のように、議会に対する説明不足、こういった点についてはおわびを申し上げたいと思えます。

次に、用地取得につきましてでございます。

当時、水族館構想の実現に向けて非常に重要な用地であったと。これは間違いございませんけれども、そもそも港湾は、小豆島の生活、経済、観光や産業物流などを支える重要施設でございます。将来的な利便性向上や小豆島の発展に欠かせないインフラでございますことから、その周辺で活用の可能性がある用地は、できる限り公で確保しておくべきという基本的な考え方に立ってございます。そういったことで、平成 27 年 3 月の定例会で大川議員の一般質問にもその旨お答えさせていただきまして、予算もご可決いただいたところでございます。

取得した用地 2 筆のうち 1 筆は、約 1,500 平米の雑種地でございます。位置は、ジャンボフェリーの車両下船通路の正面でございます。こちらにつきましては、将来、

坂手港の利便性向上を図る上でさまざまな活用に対応できるフェリーのバースに非常に近いところがございますので、可能性に富んだ土地であると考えております。

もう一筆は、瀬の倉漁港に隣接する約 1,100 平米の雑種地でございます。こちらにも実際に過去には地元漁業者の方が資材置き場に使用していたと、こういった経緯もございますので、今後、水産業振興を含めて有効活用を検討してまいりたいと考えております。

なお、この 2 筆の土地につきましては、旧内海町が合計で 8,680 万円で民間に売却したものでございます。それを小豆島町が今回、建物補償や樹木交渉も含めて約 4,107 万円という非常に低い価格で買い戻したものでございます。地権者の方には、用地交渉段階から水族館が実現しない場合でも、将来的な坂手港の整備や水産業振興のために必要である旨十分ご説明をさせていただきまして、非常に低い価格でございましたが、現時点での適正価格ということをご理解をいただきまして、買い戻しにに応じていただいたものでございます。こちらについては、2 筆とも今後、十分に議会のご意見も頂戴しながら活用を考えてまいりたいと思っております。

次に、町道拡幅、すなわち町道坂手観音線の拡幅についてでございます。

こちら平成 27 年 3 月定例会にてご説明させていただいたとおり、平成 6 年から 10 年間の歳月をかけまして開通いたしました坂手ふるさと農道の整備に当たりまして、全線 5 メートルの幅員で整備する予定でございましたが、用地交渉の難航によりまして、約 150 メートルの区間が拡幅できないまま 3 メートルの幅員となっていたものを拡幅改良したものでございます。

こちらにつきましては、車両の対面通行ができないなど、地域住民の方の円滑かつ安全な通行に支障が生じておりましたことから、かねてより再三坂手自治会から拡幅のご要望もいただいております案件でございます。地権者との交渉を続けてまいりました結果、坂手ふるさと農道の開通から 10 年というちょっと時間がかかりましたけれども、ようやく拡幅工事にこぎつけたものでございます。

水族館構想の中で迂回路として位置づけておりましたが、こちらは同時に長年の懸案事項となっております拡幅改良を実施したものでございますので、生活道路として利便性、安全性の向上を図ることができたものと考えております。

平成 27 年 3 月定例会にて、大川議員から時期尚早とのご指摘をいただいたとおり、水族館誘致が正式に決定していない段階での用地取得及び町道拡幅でありましたことから、仮に水族館が実現しない場合でも無駄にならないよう、また将来の地域の発展

に資する投資となることをしっかりと念頭に置いて予算執行したところでございますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 深くおわびおわびと言われても、おわびされただけで納得できないんですね。先ほどの用地にしても、あれ私から見たらもう後づけなんですよ。あの時点で果たしてそのときそれ以降、水族館構想が現実味を帯びてきたら、土地の値段が高くなるというから早目に買ったとかいうふうに捉えても仕方ないんですね。そのあたりでもう少しこれやっぱり議会への説明が町長なり及び町の説明があります、細かいところまであります、そういったこと一切議会には説明がなかったと思いますよ。予算は執行、可決しましたが、そのあたりがいつも私が言っている議会への説明がなしにマスコミへの発表があるというのが私は納得ができないんです。ある程度のことは我々も知っておきたいし、町民の方から聞かれたときには説明できるようなことをしたい。朝、新聞あけたら、急にそういう記事が出ているということ自体が我々にとっては何でかなというふうに思います。私が何回もこういうことを言いますので、最近ではいろいろと根回しして、前もっていろんな情報を流してくれますが、そういったことはやっぱりこういった大きな白紙になったという経過もやはり報告していただく、それが言いたいと思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 今後とも議会の皆さんへの意思疎通というか、事前の説明とか報告をかけていきたいと思います。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） この議会の場ではおわびされても、我々町民の方にはおわびできないんですよ。いや、もう話が前向いていかなんだから済みませんっておわびはできないんです。理解できるような説明をせないかんで、そのあたりを今後よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次へ参ります。

旧小高跡地の管理と今後ということです。

先日、旧小高跡地近隣の自治会より、今後、小高跡地はどのような管理になるのかと問い合わせがありました。聞くところによると、毎年高校周辺の溝清掃及び雑草の処理等を高校と合同でやったりしていたと。その時期が来たので、今年はどのようにしたらいいのかというふうな質問がございました。私自身聞かれても現状はどうなっ

ているのか、管理が今、どこにあるのか一切知らせておりませんので、いや、それはちょっと今のところどうしようもありませんというふうな答えしかできませんでした。これどうなっとなんですかね。小豆島高校閉校してもう2カ月余りたちます。先月、県のほうに管理等もお願いしたいというふうなお話が少しあったかと思いますが、これやはり昔から言われているように学校がなくなったら地域の火が消える。小豆島高校跡地、かなり大きな敷地ですからもう夜、あのあたりちょっと歩いたりするんですけど、真っ暗なんですよ。防犯的にもこれ早く管理をはっきりしないと、草は生えるし木は伸びる、で、周辺はもう真っ暗で防犯的にも悪いいうなことで、早急に教育委員会なり、県知事でしょうね、やっぱり。議会のほうに管理をどうするんやと。管理料かなりこれもらわないと、小高跡地管理できませんよ。町が受けたとしても、管理料はかなり要りますね。そのあたり早急にもう2カ月、今、草の生える、木の伸びる時期ですからだんだん暗くなってきてます。本当に地域が暗くなりました。これが現実ですねと思います。そのあたり、今後、管理はどのように対応するのか。県との交渉の状況は今、どうなっているのかお聞きしたいと思いますが。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 大川議員から旧小高跡地の管理と今後についてのご質問がございました。

小高跡地への思いは、大川議員と私も共通でございまして、なるべく早く一緒に県知事さん、県会議長さんなどをお願いにいきたいと思っております。

小豆島高校跡地については、今年3月に策定した小豆島町教育大綱において、小豆島中学校は小豆島高校跡地に移転する方向で、香川県と小豆島高校跡地の活用について協議を行うこととしております。

また、内海地区の星城、安田、苗羽小学校は、小豆島中学校が移転後の校舎を活用し、統合する方向で進めるとするとともに、内海地区の幼稚園、保育所については、小学校統合後の苗羽小学校を候補地として、認定こども園に集約する方向で進めるものとしているところでございます。

町議会におきましては、3回の教育民生常任委員会でこれからの学校のあり方について報告を行い、議論もしていただきまして、本議会において、意見を付してではありますが、ご賛同をいただいたところでございます。

これまでも、小豆島高校跡地の活用については、事務レベルで県教委の高校教育課と協議をいたしておりましたけれども、今後の手順としては、小豆島町として、小豆

島高校跡地への中学校移転を含めたこれからの学校のあり方について、正式に決定する手順を踏む必要があると考えております。このため、今月中に教育民生常任委員会を開催していただきたいと考えております。そこでこれまでの経緯、今後の大きな方向について議論をし、ご賛同いただいた上で県との用地交渉を正式に始めたいと思います。もちろん事務的な協議は並行して行うということですが、県知事、県会議長への正式な要望を行いたいと思っております。

詳細について、担当課長から説明申し上げます。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 小豆島高校跡地の活用につきましては、香川県の組織として小豆地域の高校再編に伴う跡地利用方策検討会がございますので、この2月に県教委高校教育課に対して、小豆島高校跡地部会の開催について、早い時期に開催をしてほしいとの要望を行いました。その後、この4月に入って、高校教育課長のほうから、小豆島高校跡地部会を開催するのではなく、小高跡地の活用については、香川県と小豆島町が相対で協議を進めてはとの提案がございました。

そこで協議を始めるに当たりまして、先ほど町長から答弁ございましたが、県知事、県会議長及び県教育長に対しまして、小豆島高校跡地の活用について、町長、町議会議長及び教育長名で要望書を提出したいと考えております。

今後の手順といたしまして、今月中に開催いたします教育民生常任委員会におきまして、中学校移転、内海地区の小学校統合及びその後の認定こども園の整備などの学校等のあり方についてご賛同いただきまして、要望書の提出について、町議会の同意をいただきたいと思っております。大変遅くなり申しわけありませんが、要望書の提出後、直ちに小高跡地の用地交渉を始めたいと考えております。

次に、今後の管理についてでございますが、小豆島高校の閉校から2カ月以上が経過しており、大川議員のご質問にございますように雑草等の管理や防犯面での問題がございます。

現在の状況について、小豆島中央高校に確認したところ、門扉や校舎等は施錠しており、これまでの期間については、高校の教職員が月に数回は所用のため旧校舎内に入る必要があることから、その際に校内の巡回を行っているとのことでございます。

また、野球場につきましては、これまでに除草剤の散布を1回実施しておりますし、北グラウンドについても、これから散布を実施すると聞いております。

また、作業員数名によりまして、これまでに中庭の管理も行っておりますし、今週についても外周の樹木とツタ等が絡んでおりますので、そのあたりの除草作業も今週実施しているということで、現場のほうで話をいたしております。

その際に現地も確認いたしました。現在は先ほどのような管理状況であり、最低限の状態を維持していると思いますが、用地交渉とは別に適正な維持管理につきまして、これまでも協議を行ってございましたが、ちょっと進んでおりませんので、早急に高校教育課と協議を進めたいと考えております。

また、今後のその協議の進捗状況に応じましては、正式に維持管理の話がまとまるまで県の管理を補助する目的で、除草作業等でボランティアを活用することも含めて検討したいと考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） この管理をされている、施錠している、どっからでも入れますよ。校舎内は入れませんが、敷地内は正門の横から誰でも入れるんですよ。

それと、除草剤とかやっている、それだけのもんでないんですよ。その管理、そりゃボランティアでももらったらか、そんなレベルの敷地じゃないんです、高校の跡地。小坪自治会、神懸通のほうになるんですけど、裏のほうのあたりはどこからでも入れます。月に三、四回行っているというふうなことですけど、草も木も生えますよ。これ管理をこれは今、高校のほうが管理しようと思うんですよ、そういう話でしょう。これ実際にいつまで早急に早急に言いますけど、いつですか。管理を町が受けるとして、どれぐらいどういふ考えか、管理料は県からもらえるというふうな考えかまで具体的にやっていかな、これいかんと思うんですよ。地域のボランティアで草抜きしてください、そんなもん無理です。剪定してください、それも無理です。かなり大きな金額の管理料をいただいてもなかなか難しいと思う。業者に任せてしまふのがそれまでのやってくると思うんですけど、私の地元としては、早急に答えを出してほしい。ずっと外から見ただけじゃなしに変化するようなことを。

それと、もう一点は、防犯面ですね。一切電気が消えて真っ暗ですよ。街灯も一つだけ20ワットがついてるだけです、民家のほうに。ですから、そのあたり本当に火が消えてしもうとんですね。

それと、今後、要望書を出してというふうな、早い話ですけど、まだそんな段階かというに思います。昨年、総合教育会議で出たと思いますよ。黒島県議が議長の間、県議会、知事に行くべきやと、我々いつでもついていきますよというふうなお話はし

たと思いますが、もう今、議長も変わりましたので、今さら要望書を出して、その後、要望を言ってもなかなか効果はないかと思います。そのあたりどうお考えですか。早急にいつどういうふうなことで、県のほうにお話に行くかどうか、要望に行くかどうか、要望書を出すというのは言われましたけども、そのあたりどういうふうな考え方ですか。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 要望書につきましては、今月中に開催する教育民生常任委員会でこれまでの経緯含めてご説明申し上げ、要望書の内容についてもご意見を伺い、正式な要望書を付して、教育民生常任委員会以降、早急に提出したいと。

これにつきましては、用地交渉についてのお話でございまして、大川議員ご指摘の管理については、これまでも高校教育課とやりとりしておりましたが、今、ご指摘のあった管理するのであれば、県の庇護で県の土地なんで管理するのか、それをどの時点で小豆島町に借り受けして、それについて当然借地の問題、当然それに伴う管理料の問題、実務的な作業がこれから必要になってくると思います。

先ほどちょっとボランティアと申し上げましたが、地域とかでしていただくということではなくて、基本的に現在は香川県話し合いをつけば、きちっと小豆島町で正式に管理はしてまいりたいと考えております。

時期につきましては、当然県との協議なので、例えば7月中にとかいう期限はちょっと切れませんが、ご指摘のとおり早急に対応すべきと考えておりますので、話を進めていきたいと考えております。

また、防犯面では、校舎等の中、学校敷地内の明かり等も当然消えておりますが、当然中学校建設にいくとしても4年間とかいう期間がかかりますので、その周辺の街灯を含めた防犯対策についても、必要な場所について現地確認するなど、地元のほうとも協議をしながら進めさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 学校のあり方協議やってどうのこうのはいいんですよ、後でも。まずは管理をどうするかをすぐにでも県と話してほしいんです、我々は。学校のあり方は、今から教民開いて、確かに大事ですけど、まずは管理です。そのあたりを早急に対応してほしいと思います。

それでは、もう時間がありませんので、次に行きたいと思います。ぜひ管理の答えをお願いしたいと思います。



3 問目、意義のあるイクボス宣言にということです。

先日、6月1日、イマージュセンターで開催されました小豆島町イクボス宣言式と研修会が翌日、新聞のほうで大きく報道されました。

当然イクボスというのは、育児だけに限らず、仕事と育児、地域貢献など、充実した生活を送れるまちづくりを目指すことがイクボスの宣言、定義。

そのイクボスの宣言式には、役場の町長以下、課長が全て宣言されました。私にとっただけでなく我々聞きにいったんですから、1人ずつ課長の宣言を聞きたかったのですが、町長だけの宣言で終わりましたが、これなぜ私が質問出してるかといいますと、私もこれまで何回も職員の時間外労働とか、職場での雰囲気とか、そういうなこと結構お話ししてきたと思いますが、このイクボス宣言の資料の中にこれからの生きる組織とかいうふうなところで、長時間働くから短時間で働くいうふうなことを書いていますね。私、先ほども言いましたが、夜、今、ウォーキングしてます。星城幼稚園から星城小学校、今度の内海庁舎病院跡の庁舎、ずっと夜7時半から8時ごろの間に通過します。全て電気ついてます。これあれだけ私が今までいろいろと時間外労働の関係とか、遅くまで仕事していると、学校の先生は9時も10時も町の職員も10時、11時、そういった職場での管理できているのかといろいろ言いましたが、実際にこれイクボス宣言するだけでは意味ないんですよ。私が去年質問したときには、毎週何曜日には5時なら5時、5時半には帰ります、1日だけ帰ってもしょうがないんです。毎日帰れるような、それがこれイクボス宣言の意味なんですよ。そのあたりで現状とはかなり離れた。私にとっては、この間のイクボス宣言は単なる自己満足、こんなこと宣言しましたというふうなだけにしかとれません。せっかくの場面に傍聴に各金融機関とか企業のトップレベルの方がかなり来てましたので、そういった方も含めてのイクボス宣言かなと期待しておりましたが、町の管理職だけのイクボス宣言だったら、もっと真剣に皆さんが職場の雰囲気、そういったことも長時間労働いうなことも本当にこれ宣言したからにはやはりやってほしいんですよ。それが地域への貢献、また家族愛、いろんな意味で一番やと思います。遅くまでするのがいいんじゃないんです。やっぱり最近このごろは短時間で仕事を済ませて、家庭で家庭を守るということがこのイクボス宣言の意味やと思いますんで、そのあたり地域の環境、職場の環境、これどのような考え方で今、町長考えておられるのか質問したいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 大川議員からイクボス宣言についてのご質問がありました。

大川議員のおっしゃったとおりで、イクボス宣言というのは、宣言することに意味があるのではなくて、宣言したことを実行することに意味があると考えております。私自身も現状では実行がほとんど伴ってないということはよく認識しております。必ずイクボス宣言したことを実行したいと思っております。

私の取り組みは、そのときも申し上げましたが、4つ上げたんですが、そのうちの一つに子育て、介護につながる組織と働き方を考え、実現を目指しますと宣言しておりますので、ご質問にあった超勤をしなくていいような体制とか、そういったことが課題になるんだと思います。例えば教育委員会では、学校の先生の超勤が慢性化しているということになってますけれども、それを解決しようと思ったら、一人一人の努力では無理で例えばクラブ活動は外部の方に任せるとかあるいは障害者の支援はこれも外部の支援員の力をかりるとか、制度、仕組みを変えるようなことはとても重要であろうかと思っております。

それから、各課長さんたちも一人一人の宣言をしております。私のブログでは、全部掲げておりますけども、後ほど各課長の宣言については、名前は消すと思っておりますけども、議員の皆様には配付して読んでいただきたいと思っております。いずれにしても、実行することが大切だと思っております。各関係の課長などから補足させていただきます。

**○議長（森口久士君）** 男女共同参画推進室長。

**○男女共同参画推進室長（平野明子君）** 大川議員の質問にお答えします。

香川県下におきまして、イクボス宣言を実施しました地方公共団体は、丸亀市に続き本町が2番目となり、企業においては、先日研修会にもお越しいただきました香川銀行、百十四銀行さんが既に宣言を行っており、ほかにも四国電力さんが既に宣言を行っております。

今回、課長以上の管理職が行いましたイクボス宣言の宣言書は、各自が近くに掲示し、いつでも宣言内容を確認できるように出しております。また、先ほど町長が申しましたように、また議員の皆様にもお配りをしたいと思います。

議員各位におかれましては、先般のイクボス宣言の前に開催をいたしました研修会にご出席いただいた方もいらっしゃると思いますが、改めて少しだけご説明を申し上げます。

イクボスとは、職場でともに働く部下、スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、みずか

らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のことを指し、ワーク・ライフ・バランスのライフの中には、育児、介護、地域活動、趣味等が含まれております。

現代、少子・高齢化が労働人口が減りつつある中、子育て世代の出産、育児時の離職や40から50代の介護による離職を防ぐことは喫緊の課題となっており、男女を問わず全ての労働者の生活事業全般への理解を示す上司、すなわちイクボスの存在が重要になってきております。

イクボス研修会では、今後の業務マネジメントは単純に労力を見るだけではなく、部下の制約条件や価値観等を勘案して、的確な業務分担を指示する必要があるとの助言をいただきました。

議員の言われました職場環境の醸成については、イクボス組織への変革を図る必要があります、それは一朝一夕では結果があらわれるものではありませんが、宣言を行った課長以上がたゆまざる歩みで進めてまいります。

今後は、イクボス宣言を町役場内だけでとどめるのではなく、町内の企業に向け、イクボスの必要性を広報してまいりたいと考えますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（松田知巳君） 大川議員ご指摘のとおり、イクボスをまず実施していくためには、職場の環境づくりが非常に重要だと思っております。まず、その中でまずは超過勤務を縮減していくために、うまく全体の仕事量をなかなか簡単に減らすわけにはいきませんので、先ほど室長申しましたように、特に管理職が的確な業務分担をすることが非常に大切だと思います。先に大川議員言われましたんで、非常に耳の痛いところですけども、まずは毎週水曜日をノー残業デーとして実施していきたいと思っております。その中で、特に管理職みずから率先して定時に退庁するようにしまして、職員が帰りやすい雰囲気づくりを努めたいと思っております。また、年次休暇につきましても、計画的に取得できるように促しまして、年間10日程度の取得を目指していきたいと思っております。

今後も管理職を初めとする職員の意識改革による現場かつ職場環境の改善を推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） わかりました。もう時間が過ぎましたので、期待しております。100日以上有給休暇、今日から幼稚園も小学校も役場も7時半ごろに電気が消えているように期待してますのでよろしくお願いします。以上です。

---

○議長（森口久士君） 8番森崇議員。

○8番（森 崇君） 私からは、2問質問したいと思います。

最初に、水道の県広域化の不安についてでございます。

香川県の水道広域化が進んで、小豆島町も参加しておりますが、国が日本の水道は民営化する方向を持ったと聞いて不安を持ちましたので、質問させていただきます。

この瀬戸内海は地中海性気候で雨が少ないので、今まで何回も断水の経験や台風などによる集中豪雨の経験があります。新しく107万トンのダムができて、ダムの中やダム下の別当川でもメダカを見ましたので、自然との関係も安心しています。しかし、今年の春は、雨が少なかったと思います。

山の木々や小豆島の産業、醤油、佃煮、そうめんなど水産業と農業全般、家庭菜園やオリーブも全て水が必要でございます。高松砂漠と呼ばれた当時これ平6と呼ばれるんですけど小豆島は水があったのに影響があり、観光客が来ませんでした。地球は水の惑星と言われておりますが、97.5%が海水です。淡水はわずか2.5%。その中で私たちが使える水は0.01しかないと言われております。

中国で母と呼ばれている黄河は、瀬戸内海のような広いそうですが、何度も決壊したり、100年に一度は河道、水の道を変えたり、800万人の人が亡くなったり、また黄河は海まで水が届かない断水ならぬ断流が起こって、97年には226日、最長704キロにも達したそうでございます。

一方、アメリカでは、年間雨量500ミリしか降らない地域で広大な畑をつくり、地下水をくみ上げて野菜を育て、世界に野菜を売り続けたそうでございます。やがて地下水がなくなり、広範な畑一帯が陥没したが、土地の持ち主は俺の土地の水だと言ったそうでございます。世界に水を売る人もあらわれ、水を金にかえる男の異名でテレビ報道もありました。

空気も水も個人の持ち物ではありません。一言で語れない水問題ですが、麻生副総理が4年前に日本の水道を民営化すると公の場で発言したと聞いて、不安を持ちました。

香川県が進める広域水道、企業団化と小豆島町のお聞きします。

香川県はその先端を行っているのでしょうか、国が自然からの水である水道を本格的な民営化に大きくかじを切るのはよい方向ではないと思いますが。以上でございます。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員から水道事業の広域化についての質問をいただきました。

結論を言えば、香川県は、民営化の先端を切っているのではなくて、市町村ごとに水道経営をしてると、水道料金の引き上げとかいろんな課題を乗り越えることができないので、市町村が集まって新しい大きな一つの地方自治体として水道事業を安定的に将来ともやっていけるようにということの先頭ランナーですので、民営化の先頭ランナーではないということだと考えております。

水道事業を単独の市町村で続けた場合、どんな問題が起こるかなんですけれども、1つは人口減少で水道料金の収入がとても減少する、このことは水道料金の引き上げに必ずつながると思いますし、人口が減った弱小な財政力のない市町村が古くなった水道施設の更新をすることも難しくなることは予想されます。また、水道事業というのは、専門知識のある技術者が不可欠ですけれども、そういう専門技術者を小さな市町村が確保するということが今後とても難しくなると思いますので、今後のことを考えると、香川県の水道事業の広域化は、小豆島町にとって、水道の安定供給、安心・安全の生活を守るという意味でプラスのことだろうと考えております。間違いなく民営化を狙うことはないのご安心していただきたいと思います。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 現在、香川県が進めている水道事業を広域化するということで、県下レベルで進めているという県は香川県が最初であると聞いております。

現行の水道法、これにおきましては、水道事業は原則市町村が経営するとあります。また、市町村以外の者は、市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営営することができるものとするがあります。香川県の水道事業の広域化、これはこの同意をして水道事業を市町村以外の者がやると、これに当たることとなります。

水道法の改正が今国会で審議されてると聞いておりますが、その改正案についても、経営の原則、これは変わっておりません。

香川県水道広域化基本計画において、企業団の企業長及び副企業長は、構成する地方公共団体の首長から選出するとなっております。企業団議会におきましても、構

成団体の議会の議員のうちから選出するとなっています。企業団の管理運営に関しましても、重要事項を協議する運営協議会が設けられ、その委員は構成団体の長とするとなっております。つまり構成団体である市町の意向が反映される組織体制にあることが言えます。

町長も申したとおり、基本計画では、企業団が民営化する計画はございませんので、市町の経営の原則があり、計画にも上がっていない民営化は考えていないものということが言えると思います。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 要らん心配したようなんですけど、日本一で頑張っとるということで、3年ぐらい前、議会の勉強会で日本の水道は世界一やということを聞きました。ペットボトルなんかもきれいですけど、一遍口に入れたら腐りようるでということ聞いた。ああ、なるほどということで安心したところです。これ2年前の四国新聞なんですけど、県民アンケート、郷土の課題の中で一番の心配は水不足なんです。あとは交通事故とか地震とか台風とかいろいろありますけど、やっぱり水問題は何ぼ偉げに言うても僕ら水がなかったらやっていけませんので、そういう意味では安心して、一緒に頑張っていきたいというふうに思います。

それでは、次に行きます。

みんなで考えるべき平和問題と自然災害についてでございます。

北朝鮮の問題が連日のように報道され、私たち国民も誰かに任すのではなくて、国を守ることを考えなくてはならないと思います。アメリカは、3年後のことを考えて、北朝鮮に対する I C B M の実験、日本海で打ち上げて地上配置型迎撃ミサイル（G B I）を破壊しました。実戦に近い状態とも強調しております。今年4月にもカール・ビンソンと共同訓練した海上自衛隊は、今回のロナルド・レーガンとの合同練習にも参加したようでございます。日本、米国、韓国の防衛相は、喫緊の脅威との認識で一致したと新聞報道されました。私が思うのは、北朝鮮の動きは他の国の圧力の強化を招いており、平和の方向には向かっていないと思います。

イラクに自衛隊が派遣された2004年のことなんですもう十何年前なんですけど、ある人から電話があり、自衛隊は専守防衛なのでよい職場と思っていた、自衛隊に入るように多くの青年に勧めてきたので国からも表彰された、私が自衛隊に入隊を勧めた若者がイラクに行ってもし死んだらわしは腹を切らないかんとおっしゃいました。確かに日本が責められたときのみ自衛権を発揮するのが自衛隊だと思っています。

49、51災害では合わせて68名の方が亡くなりましたが、51災害では、池田町谷尻地区が大きく地すべりし24名の方が亡くなりました。復旧に自衛隊が小豆島に来てくれ、本当に助かりました。町も自主防災の強化を常に呼びかけていると思います。

私の妹は竹生に嫁ぎ9人家族でした。その中で、おじいさんとご主人の両親の3人が亡くなり、主人の妹さんは背中にミシンが当たって半身不随になりました。おじいさんは、わしはここで死ぬと言ったそうで、避難先の布団の中で自衛隊に見つけられたそうでございます。その後、18年かけて、小豆島の山の上に1,000個の砂防ダムがつくられました。

土庄町の大師市の新聞、これ感激したんですけど人間の歴史は災害の歴史と書かれていました。江戸元号歴短縮版で最近知って驚いたのですが、元号が変わった理由、改元理由ですが、その中に災害異変がございます。大きな台風や地震だと思います。1596年から簡単に読み上げますが、慶長、元和、万治、寛文、延宝、宝永、安永、寛政、天保、弘化、安政、万延、慶応でございます。江戸時代から明治時代まで272年間で改元された37回変わっておりますけど、13回も災害異変で元号が変わっております。安政南海地震1854年ですけど、津波を知らせた稲むらの火は非常に有名でございます。

災害の多い日本、活断層が動き地震を起こす地形からして災害のとき、自衛隊はどうしても必要でございます。目的は決して戦争ではないと思います。毎年台風が通り、地震列島と呼ばれるほど地震や津波があります。

9条の戦争放棄は、悲惨な戦争の経験、反省で生まれたものと思います。一部で今の憲法はアメリカに押しつけられた、9条は最初から反対だったと主張される方もいますが、先日のテレビでは、9条をつくる時、日本の方が必至に議論したことが報道されておりました。夫婦でいえば、70年前の結婚は押しつけだった、最初から反対だったとの主張は通用しないと思います。戦争に賛成する人はいないと思います。あの戦争のつらい経験は多くの本となり、香川でも老人会、ぼちぼち香川が我らなお争わず、戦後70年、後世に伝えたい戦争の忌まわしさという本を出しています。

人一人あやめると長い裁判にかけられて当然でございます。しかし、もし戦争できる国にして戦争になったとき、同時に大災害が起こったらどうするのでしょうか。敵国に待ってくれと言うのでしょうか。災害対策どころじゃないと言うのでしょうか。あの太平洋戦争で310万人が亡くなり、そのうち240万人、77%が南方で戦死したり餓死したという事実は忘れられません。これ余談ですが、この240万人という数字は、

昨年の有権者の数と同じだと、若い人のことを聞きました。私の父も戦争でフィリピンに行き、写真もあります。おじ2人もシベリアで抑留され、零下40度の場所にいたそうでございます。戦争だけはしてはならないと思います。一昨年、天皇皇后両陛下がパラオ諸島のペリリュウ島に慰問に行かれた記憶やアメリカのオバマ大統領が広島を訪れたのは昨年のごでございます。戸締まり論では、犯罪者が玄関に来たらどうする、武力は必要だという主張をされる方もいます。だから、日本は戦争はしないと決め、正しい道を70年歩いてきたと思います。

一人平和主義でなくて、世界平和主義だと思います。憲法9条をノーベル平和賞に日本政府が推薦すべきです。世界平和を願っている素晴らしいものです。確かに昔のことは知らないという人が増えていますが、戦後生まれの大人、学生、子供や今から生まれる赤ちゃんにも戦争を経験させてはなりません。戦争の経験を語り継ぐ意義や平和を守る意義は過去にも増して高くなっていると思います。あれは政治の問題だから関係ないで放置することはできず、私たちに大きな責任が生まれたと改めて思っています。

どんな国とでも粘り強い話し合いしかないと思います。平和を考える小豆島としてその役割、重要性が高くなっていると思います。昨年6月の議会で町長は平和の大切さを小豆島から発信していきたいと言われていました。改めて平和への決意をお聞きします。

今、資料で私も言よるけど、木庄の広報で2年前からずっと出しておりますので、参考にしていただきたい。以上です。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員から平和問題への町長の決意を質問をいただきました。

議員が言われるとおり、北朝鮮による弾道ミサイルの発射実験、英国などで起きたイスラム国等過激派によるテロなど、世界の平和を揺るがす事象が近年頻発していることについて大変ゆゆしい事態であると私も実感しております。日本もそういった脅威にいつ巻き込まれるかわからない状況になっていると思います。

議員と同じように、72年前の戦争を二度と起こしてはいけないという強い気持ちであります。

昨年5月、前アメリカ合衆国大統領バラク・オバマ氏が広島を訪問し、核兵器のない平和な世界を目指すべく演説を行ったことが記憶に新しく、また非常に感動をいたしました。



小豆島町においては、昨年9月に壺井栄五十回忌記念事業として平和の島小豆島フォーラムを開催し、多くの方に参加していただいたことで平和への思いを形にできたように思います。

これからも引き続き、島民全てが平和を考える小豆島、平和をとんとぶ小豆島として、日本、世界に発信していくのが町長のミッションであると考えております。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） ありがとうございます。決して誰が悪いからというのは全然思ってません。みんなで考えるのが平和問題だというに思いますんで、これからもよろしくお願ひしたいと申します。ありがとうございます。

---

○議長（森口久士君） 13番浜口勇議員。

○13番（浜口 勇君） 私は、夜も明るい道路を目指してはどうかというタイトルで質問をいたします。

道路に面した民家や店舗にLEDの街灯を設置する運動は起こしてはどうかということで、以前に商工会が店名を表示した大型の水銀灯を設置して久しくなります。それ以前にも設置されたものは、電柱はあるけれども、点灯していないものがたくさん見受けられます。腐食して強風でいつ倒れるかわからない危険な鉄柱になっていると思われまふ。道路に面した民家や店舗が消費電力の少ないLED街灯をメーターを通して、奉仕灯として設置してもらふと、夜も明るい道となり、防犯上、交通安全上、夜の健康ウォーキングも安心してできるのではないかと申します。LED街灯は、10ワットぐらいで夜の12時間点灯して、メーターを通しますと、1カ月当たり約100円だそうでございます。

そういうわけでひとつこのごろ町を見ますと、非常に暗いなという感じがいたしております。特に内海農協、あのJAの内海支店のあたりが鉄柱があれどもついてないところで、道路に面したところが広いもんですから、あのあたりが暗く感じておりますし、この間内海庁舎と草壁港のバス停の間を車で走りながら、ついてない街灯をカウントしましたら15個ぐらいありました。そんなんであの電柱を建てるのは、非常に費用もかかりますし、大変な作業いうんですかね、ことだと思ふますので、簡単に軒先へつける街灯をつけることによって、明るい道路ができるんではないかと申しますが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 浜口議員から夜も明るい道路を目指してはどうかという質問をいただきました。

現在、町内の街灯の設置や維持管理につきましては、各自治会に行っていただいております。町はその管理費の一部を補助しておりますが、各自治会の予算の都合もあり、設置数についてはまだまだ不足しているのではないかと考えております。

議員ご提案のように、道路に面した民家や商店がそれぞれ奉仕灯という形でLED街灯を設置していただければ、自治会だけでは手の回らなかったところに少しでも街灯を設置でき、防犯上、交通安全上、非常に効果のあるいいアイデアだと思います。

しかしながら、奉仕灯とはいえ、各個人に設置や維持管理費用のかかることでございますので、無償でお願いすることは難しいと思います。どのような方法で助成していくのがよいか検討させていただきたいと存じます。できれば来年度予算に織り込めればと検討したいと思います。

詳しくは、担当からご説明を申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（松田知巳君） 浜口議員のご質問にお答えいたします。

先ほど町長から街灯の設置、管理には、自治会でお願いして、その管理費の一部を町が補助していると申し上げました。

その現状を申し上げますと、昨年度で町内の各自治会管理の街灯、水銀灯は1,844本ございました。それに対しまして、町といたしまして、毎年6月に各自治会に対して交付してございます自治会振興助成金の中で、安心・安全まちづくり分として、街灯の管理費の一部を補助してございます。

具体的に申しますと、各自治会が管理されている街灯の本数に1,355円の単価を乗じて算出した金額を街灯の管理分として、また地区の幼児、中学生以下の人口に同じく1,355円の単価を乗じたものを通学安全対策分として、その合算したものをお払いさせていただいております。

議員が言われるように、各家庭、店舗でLED街灯を奉仕灯として設置いただければ、防犯上、交通安全上、非常に効果がある上、自治会としましても、町としましても、その設置費、管理費の負担が少なくなりますので、大変ありがたいことであると思います。

しかしながら、先ほど町長も申しましたように、奉仕灯と言いましても無償でお願いすることはできないと思いますので、先ほど申しました通常の維持費、1本当たり

1,355 円の費用が不要になりますので、その範囲内でどのような基準でどのような補助ができるか検討させていただき、できるだけ早く補助なりで奉仕灯を実現したいと思います。以上でございます。

○議長（森口久士君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 最近つきますLEDの街灯は約1万円ぐらいで私たちは買うことができるんですけど、これまとめて買えばもっと安くなると思いますし、これ工事費が要りますけど、これ街灯を器具に対する補助とかあるいはそういう方面でひとつ援助していただいて、町全体が明るくなるような方向で運動を起こしていただいたらありがたいなと思います。よろしく願いいたします。以上です。

---

○議長（森口久士君） 11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） ちょっと時間が余らないので早口でいきたいと思いますが、最初に交通弱者の交通手段についてです。

高齢化が進む中、高齢者や障害者など歩行が困難な方で買い物、通院などの日常生活に不自由を感じておられる、いわゆる交通弱者と呼ばれる方が増えています。そうした町民が安心して、日々の生活ができるよう生活の足を確保することは重要な課題です。そのような中、昨年、オーリーブスの運賃上限が300円に値下げしたことに続きまして、通院困難者支援事業が実施されたことは、町民から歓迎されていると思います。ただ、この通院困難者支援事業ですが、対象になる必要な方全員が手続をされ、利用されているのでしょうか。現在の実施状況をお尋ねいたします。

また、生活する上では、通院だけでなく、買い物など日常生活にも困っている方が多いのが実態です。バス路線から離れた地域も多く、年齢や健康状態により歩くことは可能でもバス停までの数百メートル歩くことは困難な方、座る場所のないバス停では暑い夏や寒い冬にバスを待つことも大変です。通院困難者支援事業を通院だけでなく、買い物などにも幅を広げた取り組みにすることはできないのでしょうか。このような制度ができれば、高齢者の外出回数も増え、イベントなどへの参加も可能になり、また運転免許の自主返納者も増え、高齢者の交通事故対策につながると考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

また、さらにデマンドタクシーなども検討すべきでないでしょうか。デマンド交通システムは、地域のタクシー会社や自治体のワゴン車などを乗り合いで利用し、予約配車運行一元化に管理することによって、低コスト、低料金を実現する新交通システ

ムです。既に全国で導入実績があります。固定ルートを走る路線バスやコミュニティーバスとは異なり、自宅などのあらかじめ登録していただいた地点から目的地までをタクシー感覚で利用することが可能な新たな新交通サービスです。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員から交通弱者の交通手段についてご質問をいただきました。

公共交通に関しましては、小豆島地域公共交通協議会で議論を重ね、昨年3月20日から上限運賃値下げや路線の変更等、大変大きな見直しを行った結果、バスの利用は順調に推移しているところではありますが、ご指摘のとおりバスを利用することが困難な方が一定数いらっしゃることも確かであります。

ご質問にありました通院困難者支援事業についても、バスの利用が困難な方の通院の負担を軽減するために土庄町と足並みをそろえて、この4月から開始した事業です。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり、困難者は病院に限らず、あらゆる移動面に苦慮していると思いますので、交通手段の確保に限らず、さまざまな施策を実施することでそのバリアを取り払い、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの実現を目指してまいりたいと思っております。

詳細は、担当課長及び政策統括監から説明をいたします。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 鍋谷議員さんのご質問にお答えいたします。

通院困難者支援事業の対象者は要介護認定者と障害者となっておりますが、私のほうからは障害者についてご説明させていただきます。

この事業の対象者は、町内に住所を有する者、町民税の非課税者、自動車に係る税の減免措置を受けていない者のうち、身体障害の程度が2級以上で移動に支援を要する者または療育手帳を所持する重度の知的障害児、障害者が対象となります。4月1日現在の対象者数は135名で、5月末までの申請交付者は3名となっております。

助成の内容としましては、一月当たり500円のタクシー助成券2枚を交付するもので、申請月から年度末までの月数分を一括交付することにしております。

制度開始後2カ月経過時点で、また利用者の多少の判断はできかねますが、タクシー通院者からは、喜びのお言葉をいただいております。

今後につきましては、より多くの方にご利用いただけるようにしっかりとPRを実施するとともに、関係機関、タクシー事業者でございますが、連携を密にとりながら事業を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（入倉哲也君） 鍋谷議員のご質問にお答えをいたします。

私のほうからは、高齢者の状況についてご説明いたします。

要介護認定者における通院困難者支援事業の対象者は、おおむね要介護3以上で自立歩行が困難な在宅の方となります。

住民への周知につきましては、町のホームページ及び4月号の広報紙に掲載し、広く住民に周知しているところであります。

あわせて、介護保険サービスの利用者につきましては、担当のケアマネジャーを通じて、周知と申請手続をしていただいているところであります。

4月末現在の数字で申し上げますと、要介護3以上の在宅のうち、非課税の者は約110名と推測しておりますが、6月8日現在において16名の方にタクシーチケットの交付を行っております。

まだ手続をしていない対象者の中には、入院している方や家族の運転する自家用車を利用されている方もおいでるものと思われませんが、まだ事業がスタートして2カ月余りしかたっていないことから、今後も引き続きケアマネジャーを通じて、制度の周知を行い、できるだけ多くの対象者に利用していただけるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（森口久士君） 政策統括監。

○政策統括監（城 博史君） 私のほうからは、デマンドタクシーについて若干説明をさせていただいたと思います。

デマンドタクシーを検討すべきでないかとのご質問でございますけれども、デマンドタクシーにつきましては、ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と乗り合い、低料金というバスに準じた特徴を両方兼ね備えました移動サービスでございます。もともと利用者の減少によりまして、バス路線が廃止となった地域において、高齢者や学童といった交通弱者の交通手段の確保の観点から、タクシー事業者等に委託をして運行しておる交通手段でございます。

デマンドタクシーには、幾つかのパターンがございますけれども、一定のエリアの中でルートや乗り場をあらかじめ設定せずに、その都度利用者の申し込みに応じて適

切なルートを設定するパターンが議員の言われる今回のご質問の歩行が困難な方への対応という点で該当する方を思いますけれども、これも乗り合いでありますことから、複数人の希望に沿ったルートをその都度設定しなければならないこと、それから目的地まで時間がかかる等々の問題点が上げられておるところでございます。

それからまた、タクシー事業者の協力、これはもとよりでございますが、利用者がなく運行しなくても車両を確保しておく必要がありますことや運行に関して予約システムを導入する経費、申し込みのあったときに運行をするデマンド型であっても、それなりのかなりのコストがかかってくるものでございます。

さらに、一人でも予約があれば運行することになりまして、このような場合には、通常のタクシー利用者との差異が不明瞭となりまして、民間のタクシーより低額で運行することになれば、民間タクシー事業者と競合する事態も想定をされるところでございますので、現時点で町としてデマンドタクシーの導入については考えておりません。

町長が申し上げましたとおり、昨年実施をした路線バスの大きな見直しによる効果が利用者数の増加という形で着実にあらわれてきておりますので、島内の公共交通につきましては、元気な高齢者の方については、健康づくりのためにもバス停まで歩いていただくなどの引き続き現在の路線バスと町営バスを基軸といたしまして、利用促進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

その上で、それでもなお困っている交通弱者の方々の対応につきましては、病院への通院に関しましては、今年度から通院困難者支援事業が実施されておりますし、買い物につきましては、介護保険サービスや障害福祉サービスの訪問系サービス、それから軽度家事支援事業等々で買っていただくことも可能となっております。

それから、商工会や一部事業所が実施しております商店等がない地域を巡回する移動販売車等々、今後、これら各種施策を行政も啓発に努めまして、各分野で対応をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 通院困難者支援事業ですけど、その対象者に対して活用、申し込みして利用されている方の数がまだまだ少ないと思うんですね。必要でない方も車とか利用されているのかもしれないんですけど、私が何人か聞いた中でも広報とかも全然見てなくて知らなかったという方もおられますし、自分で申し込みに行けな

いっていう方もおられます。対象者全員にこの制度を周知して、必要な方全員に利用していただけるようお願いをしたいと思います。

それと、デマンドタクシーはなかなか難しいということなんですけれども、やはり要介護認定者や障害者でなくても、お年寄りっていうのはすごい大変で、聞いた話ではオリーブバスに乗るときに歩いていくときに手押し車をついていくんですね。乗るときには何とか一緒に乗せれるんだけど、おりるときにその手押し車を一緒におろすのが大変だとか、そういう方もおられます。いろんな困難な方がおられるわけで、通院困難者支援事業を幅を広げていくということもぜひ検討していただきたいと思えますし、あと電動のセニアカーというのかな、あれ 30 万円ぐらいするらしいんですけど、その補助とか貸与とかそういうこともあわせて考えられないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（森口久士君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 利用者の周知につきましては、まだ何分 2 カ月ということで十分至っていないところがあるかと思えますので十分周知に努めたいと思います。

次の電動のセニアカーにつきましてですが、従来もう 10 年ほど前になりますが、介護保険でのレンタルも可能でございました。ただ、これについては、現在は対象外ということで、これについては利用することが健康面というか、介護予防について効果がないというようなこともあった観点から、これについてはちょっと十分検討させていただきたいと思えます。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） ぜひあらゆる面から交通弱者の足の問題検討、意見をさせていただきたいと思えます。

次に行きます。

介護施設についてです。

これまで老人ホームを増やしてほしいという町民の願いに応えて、旧内海病院跡に特別養護老人ホームが完成して開設されました。開設された老人保健施設、それから特別養護老人ホームの現在の状況はどうなっているのでしょうか。

たくさんの方が申し込んで、なかなか入れないと言われてた特養が新しくできたということで待っている方が少なくなると期待をされているんですけど、その辺もわかればお尋ねをいたします。

また、施設はできましたけれども、職員が足りないと、不足しているということも言われておりますが、その職員の待遇の改善なども必要ではないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員から介護施設についてご質問いただきました。

庁舎の移転に続き、6月1日に旧内海病院に介護老人保健施設うちのみが移転、特別養護老人ホームうちのみがオープンいたしました。おかげをもちまして、大きな事故もなく、無事移転を済ませたところでございます。オープン初日の入所者は、老健が23名、特養が16名でありました。利用者の安全を最優先に行いましたことから、このような入所者数になっています。

特養につきましては、定員60名に対し、5月末で84名の申し込みがありました。香川県の優先入所指針に基づき入所判定を行い、現在、順次入所の手続を行っております。順調に進めば、7月にはほぼ満床になるものと考えています。

次に、特養の待機者につきましては、第6期介護保険事業計画策定時、平成26年度には、28名の待機者があると見込んでいました。その後、民間の介護施設や本施設の整備によりほぼ解消されたものと考えています。

また、オープンに先駆けて行いました内覧会には、450名余りの方にお越しをいただきました。

このように多くの皆様の期待を受け、オープンした介護保険施設の運営には、何よりもマンパワーが欠かせません。まずは、職員が定着し魅力ある職場となるようワーク・ライフ・バランスのとれた職場づくりから取り組んでいきたいと考えているところでございます。

施設の利用者の詳細につきまして、介護保険施設事務長から説明をいたします。

○議長（森口久士君） 介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 私のほうから特別養護老人ホームの利用者の状況についてご説明申し上げます。

初めに、特養の入所につきましては、原則要介護3以上の方とされております。特例としまして、重度の認知症の方などやむを得ない事情で在宅での生活が困難な方は、要介護1、2でも入所が可能となります。

今回、特養の定員60名に対しまして、先ほど申し上げましたとおり84名の方から申し込みがございました。このうち、特例の申し込みは10名でございました。



現在、必要度の高い方から順次入所手続を進めておりまして、今日は特養は25名になっております。最終的には60名の方に入所いただくこととなります。その際、緊急度の高い方が入所できないことはない状況でございますので、特養の待機者については、ほぼ解消できるものと考えております。以上でございます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 職員の待遇改善の答弁がない。

○議長（森口久士君） 介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 介護現場におきますマンパワーの確保は、欠かすことができないものと考えております。町内の事業者と意見交換をいたしましても、年々人材不足が困難になっていると聞きますので、マンパワー不足は小豆島全体の課題となっていると思います。

マンパワーの確保には、給与と労働環境を向上させることが重要であると考えております。給与につきましては、介護報酬算定のための実績報告書から見ますと、町営施設の介護職員が民間と比較してやや高い水準となっております。安定経営の観点からも給与水準を上げることは困難であると考えております。このため、多様な働き手を確保していくことが必要であると考えております。また、労働環境の向上を常に見直していくことが必要であるとと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 4月の時点でまだ職員が数名は必要だということを言われてたんですけど、今現在はどのように。

○議長（森口久士君） 介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 4月の段階であと何名か職員が足りないということで募集を続けておりまして、その後、3名の職員を補充することができましたけど、まだ最初の計画からいきますと、3名ないし4名の職員を確保したいところでございます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 今、介護施設の職員がしているということで、やはりいろんなほかの仕事と比べて、待遇面、給料面が低いということはこれは全国的にも言われております。町としてやはり先頭に立って改善をしていただいて、仕事をする人が増えれば、また地域経済も回っていく、そういうことになるとと思いますのでぜひよろしく願いいたします。

最後ですが、給食費の無償化についてお尋ねをいたします。

学校給食法は食育の推進を掲げております。また、憲法 26 条は、義務教育はこれが無償とするとしております。公立小・中学校の給食費の保護者負担を全額補助しているのは、北海道三笠、栃木県大田原、滋賀県長浜、兵庫県相生の 4 市と 28 町 23 村です。大半が小・中学校とも対象にしていますが、三笠、長浜の 2 市と 1 町 1 村は小学校のみです。開始時期は 15 年度が最も多く、11 年度から 16 年度の 6 年間で大きく広がっています。今春から群馬県みどり市と 1 町が実施をしているそうです。また、給食費の一部を補助する市町村が全国で少なくとも 362 あるそうです。

子育て一番を目指している本町でも学校給食の無料化をすることを求めますが、いかがでしょうか。一部補助からでもぜひ実施をしていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 今、鍋谷議員さんのほうから給食費の無償化についてのご質問がございました。

ご質問に子育て一番を目指す本町とありますが、すくすく子育て応援アクションプランに基づくさまざまな支援策は、全国に誇れるものだと思っております。

具体的には、妊娠中から出産、子育てを通じて、小豆っこ誕生プロジェクト、発達段階に応じた健診事業、子供医療費助成、第 3 子以降保育料免除制度、病児、病後児保育利用料の無償化制度、一時預かりの充実から奨学金制度までさまざまな支援を行っていることはご承知のことだと存じます。

子育て支援策については、今後も見直して拡充を進めていく必要がございますが、限りある財源の中で当然ながら優先順位、先ほど述べたようなことも含めて優先順位をつけて、施策は実施すべきであると思っております。

特に学校給食については、学校給食法第 11 条で、施設の整備費や調理員の人件費は設置した自治体、それ以外は保護者の負担となっておりますので、現在の給食費は、給食の賄い材料費のみが保護者の負担でございます。

本町の給食費の補助については、平成 28 年度実績で、生活保護世帯である要保護の児童・生徒が 15 名で、給食費の自己負担はございません。また、保護者が経済的理由によって就学させることが困難と認められる世帯を対象とした準要保護の児童・生徒は 112 名であり、給食費の自己負担は 1 割となっております。

以上のように、給食費については、平成 28 年度実績で 883 名の児童・生徒のうち、経済的困窮度の高い世帯である 127 名、14.4%の児童・生徒については、支援を行っておりますので、負担できる保護者の皆様には負担していただくことが基本であると考えております。

一方で、最後に言われました一部補助についてですけれども、半額補助や多子世帯の補助、産地食材の使用の補助などが一部補助の中にはあります。

本町では、健康長寿の島づくり事業の取り組みで、平成 24 年度から給食にオリーブオイル等を使用していますが、今年度も賄い材料費として 100 万円の補助をしているところでございます。これは、産地食材の使用にも当たりますので、今後は地産地消の促進の面からも賄い材料費補助の増額については検討をしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 補助を実施している自治体の教育委員会や給食センターの担当者ってというのは、保護者の反応として負担が軽減され、大変喜ばれていると言っているそうです。また、若い世代の定住や転入に効果を期待しているということですので。大田原市の保護者アンケートでは、9割が継続を望んでいるとのことですよ。

先ほど言われました半額補助、多子世帯の補助、産地食材の使用の補助、今、産地食材の補助は広げていくということですので、ぜひ多子世帯の補助は検討していただけないかなと思うんです。子供 2 人、3 人いる家庭では、負担も大きいと思っております。その点いかがですか。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 先ほど教育長の答弁からでもございましたが、当然家庭の経済状況があると思っております。一人の世帯でも経済的に困っている方、多子世帯であっても所得の多い方もいると思っております。そういう中で、準要保護の制度で本当に困っている方には助成を行っております。

ただ、今後、教育長からもございましたが、現在、アクションプランに基づいて実施しております子育て支援策については、今後も見直し、拡充が必要と考えておりますので、その中での議論も含めて、多子世帯等については検討をしたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 平成26年12月にこの問題をお尋ねしたときは、小・中学校の児童・生徒数が974人と言われたんです。今日は883人と。子供の数がやっぱりすごく減ってきてるんですね。だから、そういう点でも補助を増やすこととあわせて、予算的にも少なくなるわけで、いろんな子育て支援がされているのはわかっておりますけれども、この給食費の関係、今、全国でやっぱり広がっているということは、その必要性があるということだと思いますので、ぜひ検討をよろしく願いして終わります。

○議長（森口久士君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は13時10分、1時10分とします。

休憩 午後0時12分

再開 午後1時08分

○議長（森口久士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第1号 平成28年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第5 報告第2号 平成28年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書について

日程第6 報告第3号 平成28年度小豆島町介護老人保健施設事業会計建設改良費繰越計算書について

○議長（森口久士君） 日程第4、報告第1号平成28年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第6、報告第3号平成28年度小豆島町介護老人保健施設事業会計建設改良費繰越計算書については関連する案件でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 報告第1号平成28年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

本件は、さきの3月定例会で議決いただきました平成28年度小豆島町一般会計予算の繰越明許費に係る財源内訳等について報告するものでございます。

なお、報告第2号及び第3号につきましても、水道事業会計及び介護老人保健施設事業会計における建設改良費の繰り越しに関する同様の報告でございます。

内容につきましては、順次担当部長及び課長から説明しますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第4、報告第1号平成28年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についての内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 報告第1号平成28年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

上程議案集の1ページをお願いいたします。

本件につきましては、平成29年第1回定例会最終日におきまして繰越明許のご可決を賜りました11事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調整しご報告申し上げますのでございます。

2ページをお願いいたします。

款項、事業名、翌年度繰越額及びその財源内訳につきましては、本ページに記載のとおりでございます。

繰越総額は11億9,319万8千円で、既収入特定財源は前借りした起債の一部4万4千円、未収入特定財源のうち国庫支出金は7事業で合計1億6,742万9千円、県支出金は5事業で1億1,473万3千円、地方債につきましては6事業の特定財源といたしまして合併特例債、過疎対策事業債、災害復旧事業債の3種類の地方債合計8億2,440万円、その他の財源といたしましては、内海病院跡地等整備事業に庁舎整備基金繰入金4,835万1千円を見込んでおります。結果、一般財源の所要額としては3,824万1千円でございます。

繰越理由につきましては、第1回定例会でもご説明申し上げたとおり、昨年度の国の2次補正関係で年度末近くの補助金配分を理由とするものは3事業、残りの8事業は地元や関係機関との協議、調整などに不測の日数を要しまして、年度内完了が見込めなくなったものでございます。第1回定例会以降、翌年度繰越額に変更が生じた事業のみご説明させていただきます。

まず、2款総務費、1項総務管理費の2行目、内海病院跡地整備事業につきましては、第1回定例会におきまして、翌年度繰越額9億8,050万4千円を計上してございましたが、28年度内に予想より事業が進捗いたしましたこと、また事業費の大半を占めます建築工事自体の精算見込み額を精査したことなどから、翌年の繰越額が1億4,475万3千円減の8億3,575万1千円に減額となっております。なお、財源としては、県支出金6,670万円、合併特例債7億2,070万円、庁舎整備基金繰入金4,835万1千円を予定しておるところでございます。

1行飛びまして、3款民生費、1項社会福祉費の臨時福祉給付金事業につきましては、第1回定例会におきまして、翌年度繰越額6,509万7千円を計上しておりましたが、28年度内に事務費の一部を執行いたしましたことから、翌年の繰越額は217万8千円減の6,291万9千円に減額となっております。なお、財源は、全額国庫支出金となっております。

以上の2つの事業以外は、翌年の繰越額及び繰越理由の変更はございません。以上、簡単ではございますが、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

○議長（森口久士君） 日程第5、報告第2号平成28年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書についての内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 報告第2号水道事業会計予算建設改良費繰越計算書についてご説明いたします。

お手元の資料の3ページをご覧ください。

平成28年度の小豆島町での水道会計で予定をいたしておりました建設改良に要する経費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったもので、水道事業が発注しました工事が1件でございます。

4ページをお開きください。

水道事業が発注した二面配水池築造工事において、掘削で岩が出たことによる不測の日数を要したこと、配水池内内面塗装に十分な乾燥期間が必要であったこと、配水池の供用開始後に既設配水池を撤去しなければならず供用開始手続に日数を要したため、2,306万円を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越したものであります。

繰り越しの財源は、当年度損益勘定留保資金2,306万円でございます。

なお、公営企業会計における予算繰越手続は一般会計の明許繰り越しと異なり、あらかじめ予算に定める必要がないものとされており、事業者権限により決定し、地方公共団体の長への報告により成立するものとされており、また、報告を受けた地方公共団体の長は、次の議会においてその旨を報告しなければならないとされており、本日お手元の資料のとおり、ご報告いたすものでございます。以上です。

○議長（森口久士君） 日程第6、報告第3号平成28年度小豆島町介護老人保健施設事業会計建設改良費繰越計算書についての内容説明を求めます。介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 報告第3号小豆島町介護老人保健施設事業会計建設改良費繰越計算書についてご説明申し上げます。

上程議案集の5ページをお願いいたします。

この報告は、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

次のページをお開き願います。

平成28年度の小豆島町介護老人保健施設事業会計において、特別養護老人ホームと介護老人保健施設の開設準備の備品購入事業として5,536万円を予定しておりましたが、施設改修の工期延長に伴い特殊浴槽や収納家具など備品の納期を介護保険施設の開設に合わせたことから、4,909万6千円を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越したものでございます。

支出済みの626万4千円につきましては、厨房の改修に合わせて調達した調理器具等でございます。

なお、繰り越しの財源は、全額補助金でございます。以上、簡単でございますが、報告第3号の説明を終わらせていただきます。

~~~~~

日程第7 議案第33号 専決処分の承認について（小豆島町税条例等の一部を改正する条例について）

日程第8 議案第34号 専決処分の承認について（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（森口久士君） 次、日程第7、議案第33号及び日程第8、議案第34号専決処分の承認については関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第33号及び議案第34号専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

地方税法の一部が改正され、平成29年4月1日から施行されるに伴い、2つの関係する条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により議員の皆様のご承認をいただくというものでございます。

詳細につきましては、担当課長からそれぞれ説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第7、議案第33号専決処分の承認についての内容説明を求めます。税務課長。

○税務課長（川崎智文君） 議案第33号専決処分の承認について、小豆島町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

本条例につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部改正で、地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年3月31日にそれぞれ公布され、4月1日から施行されたことに伴い、本町の税条例につきましては、その一部を改正する必要が生じたので専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、地方税法の改正に伴う町条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきます。

議案集の8ページをお開きいただけたらと思います。

まず最初に、第33条第4項及び第6項ですが、これは特定配当等及び特定株式等譲渡所得に係る所得につきまして、提示された申告書に記載された事項、その他事業を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化したものでございます。第4項に特定配当等、第6項に特定株式等譲渡所得について記載されております。

上場株式等の配当等につきましては、従前より源泉分離、申告分離、申告総合課税の選択を納税者が任意に選択できておりました。今回の改正により、提出された申告書に記載された事項、その他を勘案して、町長が決定することになりまして、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することも可能であるとなりました。

次に、34条の9でございますが、33条の改正に伴う所要の文言の整備でございます。

次、10ページになりますが、第48条の改正ですが、法人町民税の延滞金の期間計算の見直しについて、字句の改正等が行われたものでございます。

その下の次になります。

12ページ、中段となりますが、第50条の改正につきましては、法人町民税の不足額の納付手続についての延滞金の期間計算の見直しについて改正が行われたものでございます。

次、13ページ、下段となりますが、第61条ですが、震災等により消滅しました償却資産にかわるものとして認められる償却資産につきまして、固定資産税を最初の4年間、2分の1とする地方税法上の規定による改正でございます。



次、14 ページの上段となりますが、61 条の 2 の改正でございます。これは、平成 24 年度税制改正に導入した国が一律に定めておりました特例措置の特例割合を地方公共団体が自主的に判断し、条例で決定できる仕組みである地方決定型地方税制特例措置通称わがまち特例と言いますがについてであります。今回の条例でこの第 1 項におきまして家庭的保育事業、第 2 項で居宅訪問型保育事業、第 3 項で事業所内保育事業について、それに要する家屋及び償却資産に対し、現在、講じられておる課税措置の特例、それを 2 分の 1 とするものとされております。なお、この分は、30 年度の課税から適用されることになっております。

同じく 14 ページ、63 条の 2 ですが、居住用超高層建築物いわゆるタワーマンションに係る税制の案分方法について変更がありましたので、その区分処理に係る補正協議、また協議者の申し出について規定改正になっております。

14 ページ、下段の第 63 条の 3 の改正でございますが、被災市街地復興推進地域に定められた場合、震災発生後 4 年分に限り、所有者の申し出により、建物がなくても従来の共有土地につきましては、従前の方法により税額を取り扱いをすることになっております。

それは、その次の分にも係りまして、16 ページ、中段になりますが、74 条の 2 の改正でございます。被災住宅用地特例について、被災地復興推進地域が定められた場合に特例を適用できる期間を 2 年から 4 年に延長させていただきます。つまり建物がなくてもその部分につきましては建物があつたとみなして、住宅地特例の軽減を図るものの期間が延びたということでございます。

続きまして、17 ページ、上段でございます。附則第 5 条でございます。これは、控除対象配偶者の定義の変更に伴い、現行の控除対象配偶者を同一生計配偶者に名称変更を行うということでございます。ニュース等ではありますが、103 万円の壁とかありました控除対象配偶者の所得制限を今回から改正されております。その分につきましては定着づけが変わりましたので、その分に伴う改正となっております。

なお、これの施行期日につきましては、平成 31 年 1 月 1 日からということになっております。

次、17 ページ、中段でございます。附則第 8 条の改正でございますが、肉用牛の販売による事業所得に係る課税の特例につきまして、平成 29 年度で終わりましたものを適用期間を 3 年間延長する改正となっております。

また、そのページの最下段でございますが、附則第 10 条ですが、地方税の改正に合わせて改正したもので、固定資産の特例適用についての条文整備となっております。

続きまして、18 ページ、上段でございます。附則第 10 条の 2 ですが、61 条の 2 と同様、わがまち特例に関する規定でございます。改正後の第 5 項につきましては、水防法による浸水防止設備につきまして特例割合を 3 分の 2 にするもの、改正前、第 5 項につきましては、ノンフロン製品の特例措置が平成 29 年 3 月 31 日までで終わりましたので廃止を行うものでございます。改正後、第 6 項につきましては、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主が一定の保育に係る施設を設置する企業指導型保育事業でございますが、その分に係る特例措置を 2 分の 1 にするものであります。あと、条ずれ等の整備を行っております。

続きまして、18 ページ、中段から 21 ページまでありますが、これにつきましては、附則第 10 条の 3 の改正でございます。これは、耐震改修及び省エネ改修が行われた住宅が長期優良住宅に認定を受けて改修されたことを証する書類を添付して、町に申告する場合の手続等、また減額を受けようとするものについて規定したものでございます。この建物につきましては、減額割合を耐震改修につきましては 2 分の 1、省エネ改修につきましては 3 分の 1 にするものでございます。

次に、21 ページ、下段からあります附則第 16 条でございますが、28 年度末で一応期限を迎えました軽自動車税のグリーン化特例、燃費のいい車につきまして税額を安く軽減するという措置でございますが、その基準を見直して所要の改正を行った後 2 年間延長するものになっております。例えでいいますと、普通の軽自動車、大体 800 kg 重量の軽自動車ですが、一般的に 1 万 800 円の税額となるものですが、今までは燃費性能が 24.5 キロ以上のものが 5,400 円となっていたものが、リッター 27 キロ以上の燃費性能を持つものが軽減の対象となるという改正でございます。

続きまして、23 ページ、附則第 16 条の 2 につきましては、これ昨年起こりました三菱自動車の燃費不正問題を受けまして、今後、その同様の事例があった場合にその事業者に対しての賦課をするものでございます。従前の規定では、メーカーの不正により発生した納付税額の不足でありましても、納税義務者が負担となっていたものを今回のこの改正により、自動車メーカーが納税義務者とみなして、そこに納税の賦課徴収をできるように改正するものでございます。

23 ページ、下段で 16 条の 3、これは、一番が最初に説明されていただきました 33 条と同様のものがございますが、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例についての改正をここで組ませております。

24 ページ、中段の附則 17 条の 2、これにつきましては、優良住宅の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例につきまして、適用期間を今後 3 年間、また再延長する改正となっております。

25 ページ、中段から 28 ページございますが、附則第 20 条の 2 は、これは特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税についての特例の改正でございますが、詳細内容は、33 条の改正と同様でございます。

また、同じく 28 ページ、下段にあります附則第 20 条の 3 の改正につきましては、条約適用利子及び条約適用配当に係る特例の改正となっており、その内容につきましては、33 条の改正と同様でございます。

32 ページの最下段から始まりますこの本条例の附則の部分でございますが、施行期日については説明させていただきます。

この条例につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。ただ、控除対象配偶者の見直しについては、平成 31 年 1 月 1 日からとなっております。

2 条から 4 条の経過措置につきましては、その施行期限の準備を円滑に行えるような改正となっております。

また、最後になりますが、5 条及び 6 条につきましては、軽自動車税に関する改正となっており、これは消費税法の施行される平成 31 年 10 月 1 日におきまして改正される文言の整備となっております。以上、早口でございましたが、説明を終わらせていただきたいと思います。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第 33 号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第 33 号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

次、日程第 8、議案第 34 号専決処分の承認についての内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 議案第 34 号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の 36 ページをお開き願います。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成 29 年 3 月 31 日に交付されたことに伴い、国民健康保険税の軽減措置について 5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減要件を緩和するものでございます。

詳細を新旧対照表により説明させていただきます。

37 ページをご覧ください。

条文の第 23 条は、国民健康保険税の減額についての改正になります。

第 1 号は 7 割軽減に関する規定でございますが、これは変更ございません。

次のページの第 2 号になりますが、これは 5 割軽減の対象となるもので、所得の算定におきまして、被保険者の数に乗ずるべき金額を 1 人につき 26 万 5 千円であったものを 27 万円に引き上げることとしたものでございます。

続いて、第 3 号になりますが、これは 2 割軽減の対象となるもので、先ほどの第 2 号と同様、所得の算定におきまして、被保険者の数に乗ずるべき金額を 1 人につき 48 万円だったものを 49 万円に引き上げることとしたものでございます。

いずれも軽減の対象となる所得額を増額することで、軽減対象者の拡大を図るものでございます。

最後に、附則といたしまして、施行期日を平成 29 年 4 月 1 日とし、適用区分といたしまして、改正後の小豆島町国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてさせていただきます。以上で説明を終わります。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11 番鍋谷議員。

○11 番（鍋谷真由美君） 軽減される世帯が拡大するということなんですが、本町ではどれぐらい増えるようになるんでしょう。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 先ほどご説明申し上げました5割軽減対象世帯については452世帯から457世帯、5世帯が増加しております。影響額については28万円でございます。28万円の減額する額が増加するというところでございます。

2割軽減については、332世帯から336世帯、4世帯の増加でございます。影響額については3万6,480円減額する額が増加しております。以上でございます。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第34号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第9 議案第35号 老健うちのみ跡地利用改修工事に係る工事請負契約について

日程第10 議案第36号 老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う電気設備工事に係る工事請負契約について

日程第11 議案第37号 老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う機械設備工事に係る工事請負契約について

○議長（森口久士君） 次、日程第9、議案第35号老健うちのみ跡地利用改修工事に係る工事請負契約についてから日程第11、議案第37号老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う機械設備工事に係る工事請負契約については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第35号老健うちのみ跡地利用改修工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、老健うちのみ跡地を有効利用するため、建物を庁舎に改修するための工事請負契約につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第 36 号及び議案第 37 号につきましても、それぞれ老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う電気設備工事及び機械設備工事に係る工事請負契約につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましても、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第 9、議案第 35 号老健うちのみ跡地利用改修工事に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 議案第 35 号老健うちのみ跡地利用改修工事に係る工事請負契約についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 39 ページをお願いいたします。

先ほど町長から提案理由でご説明申し上げましたとおり、老健うちのみ跡地を庁舎等へ改修する工事に係る工事請負契約を締結しようとするものです。

契約の金額が 5 千万円以上になりますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条及び地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

40 ページをお開きください。

去る 6 月 2 日に行いました一般競争入札の結果、工事概要書に記載のとおり、契約金額 3 億 6,919 万 8 千円で香川県高松市天神前 9 番 5 号、株式会社合田工務店代表取締役森田紘一が落札いたしました。工期は、町の指定する日からとし、本議会の承認の日から平成 30 年 3 月 30 日までとしております。

工事概要といたしましては、ここに記載のとおり、老健うちのみであった建物を庁舎に改修するものでございます。1 階、2 階を現在の池田庁舎と内海庁舎で南館の部署が入れるように、また 3 階は議会関連施設及び防災対策室等に改修するものでございます。

工事の内容といたしましては、直接仮設工事、内部改修工事、防水改修工事、外壁改修工事、その他改修工事、解体撤去工事となっております。

また、入札の参加者は、大成建設株式会社四国支店、株式会社合田工務店、東洋・西崎特定建設工事共同企業体、小竹興業株式会社の 4 社でございました。

それぞれの税抜きの入札金額につきましては、大成建設 3 億 8,600 万円、合田工務店 3 億 4,185 万円、東洋・西崎の共同企業体 3 億 7,140 万円、小竹興業 3 億 8,800 万円でございます。なお、設計及び予定価格に対する請負率は 90% ちょうどでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第 35 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第 35 号老健うちのみ跡地利用改修工事に係る工事請負契約については原案どおり可決されました。

次、日程第 10、議案第 36 号老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う電気設備工事に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 議案第 36 号老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う電気設備工事に係る工事請負契約についてご説明申し上げます。

上程議案集の 44 ページをお願いいたします。

議案第 35 号と同様、老健うちのみであった建物の改修工事でございます。

今回の工事は、さきの建物改修工事とともに、電気や機械といった設備関係の仕様変更、更新もございますことから、これらの電気設備と機械設備の工事を分離発注いたしました一つでございます。

45 ページをお開きください。

6 月 2 日に行いました指名競争入札の結果、2 に記載のとおり契約金額 1 億 4,904 万円で、次に記載のとおり香川県小豆郡小豆島町草壁本町 145 番地 1、株式会社中電工小豆島営業所所長浜野茂三が落札いたしました。工期は町の指定する日からとし、本会議承認の日から平成 30 年 3 月 30 日までといたしております。

工事概要といたしまして、ここで記載のとおり、老健うちのみであった建物を庁舎に改修するための電気設備工事でございます。

工事内容につきましては、自変電設備、非常用電源設備、幹線動力設備、電灯設備、コンセント設備、防災照明設備、構内情報通信網設備、テレビ共聴設備、非常放送設備、大会議室音響設備、自動火災報知機設備等となっております。

入札の参加者は、田中電気工事株式会社、井口電気工事株式会社池田支店、株式会社中電工小豆島営業所、有限会社長谷川電工、森上電気有限会社小豆島営業所の5社でございました。

それぞれの税抜きの入札金額につきましては、井口電気工事が1億4,143万円、田中電気工事1億4,188万円、中電工小豆島営業所1億3,800万円、長谷川電工1億5,168万円、森上電気工事1億4,141万1千円でございます。なお、設計及び予定価格に対します請負率は87.3%でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第36号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う電気設備工事に係る工事請負契約については原案どおり可決されました。

次、日程第11、議案第37号老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う機械設備工事に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 議案第37号老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う機械設備工事に係る工事請負契約についてご説明申し上げます。

上程議案集46ページをお願いいたします。

さきの議案第36号と同様で機械設備工事を分離発注いたしております。

47ページをお開きください。

6月2日に行いました指名競争入札の結果、2に記載のとおり契約金額1億1,955万6千円で香川県小豆郡小豆島町馬木甲852-1、田中電気株式会社代表取締役田中真一郎が落札いたしました。工期につきましては、本議会の承認の日から平成30年3月30日までといたしております。

工事概要といたしまして、老健うちのみであった建物を庁舎に改修するための機械設備工事でございます。

工事内容としましては、機械設備工事、空調配管設備工事、ダクト設備工事、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、ガス設備、消火設備工事となっております。

入札参加は、5社を指名しましたが、1社から辞退の申し入れがあったため、田中電気工事株式会社、株式会社香川設備工事、有限会社長谷川電工、森上電気有限会社小豆島営業所の4社でございました。

それぞれの税抜きの入札金額は、田中電気工事1億1,070万円、株式会社香川設備1億1,079万1千円、有限会社長谷川電工1億2,950万円、森上電気工事1億1,724万6千円でございます。設計及び予定価格に対する請負率は84.5%でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第37号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う機械設備工事に係る工事請負契約については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第38号 三都公民館建設工事に係る工事請負契約について

○議長（森口久士君） 次、日程第 12、議案第 38 号三都公民館建設工事に係る工事請負契約について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 38 号小豆島町立三都公民館建設工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、三都公民館を新築するための工事請負契約につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 社会教育課長。

○社会教育課長（細井隆昭君） 議案第 38 号小豆島町立三都公民館建設工事に係る工事請負契約について説明申し上げます。

上程議案集の 48 ページをお開きください。

提案理由でございますが、現在の三都公民館を株式会社レクザムに工場用地として売却したため、新たに建設する三都公民館の建設工事に係る工事請負契約を締結しようとするものでございます。

契約の金額が 5 千万円以上になりますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条及び地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

去る 5 月 31 日に行いました指名競争入札の結果、議案集 49 ページの工事概要書の記載のとおり、契約金額 9,460 万 8 千円で小豆島町池田 2150 番地、有限会社長瀬工務店代表取締役寺田佳久が落札いたしました。工期は町の指定する日とし、この議会の承認の日から平成 30 年 1 月 31 日までとしております。

工事の概要といたしましては、ここに記載しているとおりでございますが、建物の内容は、資料集の 50 ページから 52 ページの資料のとおり 120 平米の大会議室、また 36 平米の小会議室を初めまして、調理実習室、読書コーナー等を備えた鉄骨造り平家建てとなっております。

入札参加者でございますが、株式会社西崎組小豆島町営業所、有限会社壺井工務店、有限会社楠工務店、有限会社植松工務店、有限会社真砂建設、有限会社炭山工務店、有限会社長瀬工務店と大西建築の 8 社でございました。

それぞれの税抜きの入札金額は、西崎組が 8,900 万円、壺井工務店が 9,210 万円、楠工務店が 9,050 万円、植松工務店が 9,080 万円、真砂建設が 9,020 万円、炭山工務

店が 8,990 万円、長瀬工務店が 8,760 万円、大西建築が 8,925 万円で行いました。  
なお、設計及び予定価格に対する請負率は 94.9%でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。4 番松下議員。

○4 番（松下 智君） ちょっと私のほうから再確認させていただきます。

この公民館用地、土地を売って新しいところに土地購入したと思うんですけども、その前の土地の面積と今回どれぐらい購入したかの面積、それをちょっとお願いいたします。

○議長（森口久士君） 社会教育課長。

○社会教育課長（細井隆昭君） おおよそでございますけども、1 万平米を売却しまして、約 2,000 平米を購入したということでございます。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4 番（松下 智君） それから、金額ですけども、その売った金額はどれぐらいになるかというのはわかりますか、買った金額を。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 私のほうから売却金額についてのみお答えします。

売却金額は 4,290 万 8 千円でございます。ただ、建物の撤去費で建物部分がマイナスでございましたので、土地だけで申しますと 4,500 万円ということになってございます。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4 番（松下 智君） ほんなら、購入した金額わかりますか。

それと、ほかの公民館に比べて、今、社会教育課長が少し特徴的なものをおっしゃってましたけども、何か特別な特異な施設整備はありますか。

○議長（森口久士君） 社会教育課長。

○社会教育課長（細井隆昭君） ちょっと購入金額は確認しなければはっきりこちらで資料をそろえておりません。申しわけありません。

施設の概要につきましては、先ほども申し上げましたとおり、大会議室があり、小会議室があり、調理実習室がありということで、公民館、また地区の拠点としての集会場活用につきましては、最小限の施設の設備が考えております。今後、地元の方とも相談して、こういう間取りといいますか、設備を整えていただいたということですよ。

ので、地元の方の利用のしやすいような間取りになっていると考えております。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第 38 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第 38 号三都公民館建設工事に係る工事請負契約については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 13 議案第 39 号 平成 29 年度小豆島町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（森口久士君） 次、日程第 13、議案第 39 号平成 29 年度小豆島町一般会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 39 号平成 29 年度小豆島町一般会計補正予算（第 1 号）について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算案で追加補正をお願いします額は 2 億 4,588 万 1 千円でございます。補正の内容といたしましては、総務費 2 億 1,213 万 1 千円、商工費 3,110 万円、土木費 165 万円、消防費 30 万円、教育費 70 万円となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明しますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第 39 号平成 29 年度小豆島町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 53 ページをお願いいたします。

第 1 条は歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 4,588 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 100 億 5,788 万 1 千円とするものでございます。

第2条、債務負担行為並びに第3条、地方債補正につきましては、56ページをお願いいたします。

まず、第2表債務負担行為の補正でございます。

一般廃棄物最終処分地でございますけれども、現在の徳本処分場の寿命が迫っておりますことから、次期の処分場を可能な限り早期かつ効率的に整備する必要がございます。このため、本年度当初予算に計上しております基本設計業務、生活環境影響調査業務に来年度以降の発注を予定しておりました実施設計業務及び発注支援業務を加えた4つの業務を今年度において一括発注することによりまして、事業期間の短縮と経費の削減を図ろうとするものでございます。

今回の債務負担行為補正は、来年度以降の発注予定でありました実施設計業務及び発注支援業務に要する5,870万2千円を債務負担行為に追加いたしまして、一括発注に当たっての予算の裏づけを確保するものとなっております。

下の第3条、地方債の変更でございます。

国庫補助金の増額内示によりまして、植松都市下水道建設事業の事業費が増額となりましたことから、その財源として合併特例債の借入限度額を100万円増の9,530万円に変更しようとするものでございます。

続きまして、補正予算の概要をご説明申し上げます。

別冊の平成29年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）説明書の5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

14款国庫支出金、2項6目3節都市計画費補助金66万円につきましては、植松都市下水道建設事業に対する補助金の内示による増額計上でございます。補助率は5分の2でございます。

15款県支出金、2項1目1節総務管理費補助金161万5千円及びその下の7目1節消防費補助金91万5千円につきましては、単独県費事業であります地域防災力重点分野支援事業補助金、こちらが創設されたことによりまして、当初予算に計上済みの事業並びに今回補正をお願いする事業に係る財源として補助金を受け入れるものでございます。補助率は2分の1でございます。

同じく15款3項5目3節小学校費委託金20万円でございます。こちらは、児童同士あるいは地域の人たちとの交流を通して、いじめ、不登校等の未然防止を図ること

を目的とした心の交流事業について、昨年度に引き続きまして安田小学校が採択を受けたため、10分の10の委託金を受け入れるものでございます。

17款寄付金、1項3目1節商工費寄付金800万円、1行飛びまして4目6節教育総務費寄付金200万円、あわせて1千万円につきましては、町内企業1社から寄付がございましたので、寄付者の意向に沿って各目的にそれぞれ分割して受け入れるものでございます。

その真ん中になります4目小学校費寄付金につきましては、町内の企業及び個人から5件、あわせて50万円の寄付がございましたので、これを受け入れるものでございます。

1行飛びまして、6目1節総務管理費寄付金につきましては、昭和29年に公開されました映画二十四の瞳の助監督松山善三氏、主演女優高峰秀子氏ご夫妻の相続人から寄付の申し出があった2億円を受け入れるものでございます。

18款繰入金、1項17目1節松山善三、高峰秀子基金繰入金490万円につきましては、ご夫妻の相続人から寄贈いただいた不動産や美術品などの維持管理及び記念事業の財源として繰り入れを行うものでございます。なお、基金の財源は、先ほど申しました寄付金の2億円でございます。

19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金2,219万1千円につきましては、今回の補正に必要な一般財源の額をここで対応したものでございます。

20款諸収入、5項1目3節雑入につきましては、まず説明欄1の自治総合センターコミュニティ助成金でございますが、こちらは安田自治会の集会所備品整備に190万円の助成が決まったものでございます。また、室生地区の自主防災組織の防災倉庫及び防災機材の整備について200万円、あわせて390万円の交付決定がありましたので、これを受け入れるものでございます。

1ページめくっていただきまして、歳入の最後になりますが、21款1項5目5節都市計画債100万円につきましては、地方債補正のところでもご説明いたしましたとおり、国庫補助金の増額内示による植松都市下水路整備事業費の増額に伴いまして、財源となる合併特例債の借り入れを計上したものでございます。以上、歳入の補正額合計は2億4,588万1千円でございます。

次に、歳出でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

2款総務費、1項7目企画費の390万円でございます。

まず、19節負担金補助及び交付金の190万円でございますが、これは雑入のところでご説明したとおり安田自治会の集会所備品の整備に対するコミュニティ助成金でございます。自治総合センターから小豆島町を經由して安田自治会に交付するものでございます。

次に、25節積立金の200万円ですが、これは町内の企業から受け入れた寄付金を積み立てるもので、寄付者のご意向に沿いましてふるさとづくり基金に積み立てまして、今後のスポーツ振興に活用を図るものでございます。

同じく10目自治振興費、19節負担金補助及び交付金200万円でございますが、これも雑入のところでご説明したとおり室生地区自主防災会が実施する防災倉庫、防災機材の整備に対する自治総合センターからの助成金を經由するものでございます。

同じく13目防災諸費、18節備品購入費123万1千円でございます。こちらは、単独県費補助の地域防災力重点分野支援事業補助金を活用して、避難所用備品、具体的に申しますと、3畳の簡易畳と段ボールの間仕切りがセットになった避難所用間仕切りセットを30セット購入するものでございます。

なお、当初予算に計上しております各地区の防災訓練に対する支援も補助の対象となりましたので、財源の更正をあわせて行っております。

同じく19目映像作品のすばらしさを発信する記念事業費の2億500万円でございます。これにつきましては、本年3月末の第1回臨時会におきましてご議決を賜りました小豆島から映像作品のすばらしさを発信する条例に基づきまして、新たに目を設けさせていただいたものでございます。松山善三氏、高峰秀子氏ご夫妻の相続人からご寄付をいただいた2億円を積み立てまして、この基金からの繰り入れを財源として同じくご寄贈いただいた不動産等の維持管理、映像作品のすばらしさを発信する検討会の開催経費、映画関係者顕彰事業など記念事業に要する経費をそれぞれの節で計上したものでございます。

次の7款商工費、1項3目観光費、25節積立金の800万円でございます。これは、町内の企業から受け入れた寄付金を積み立てるものでございますけれども、寄付者のご意向に沿って地域振興基金に積み立て、今後の観光振興に活用するものでございます。

7款商工費、1項4目観光施設費、25節積立金の2,310万円でございます。こちらは、昨年度中に一般財団法人岬の分教場保存会と個人1名からあわせて810万円、また一般財団法人小豆島ふるさと村公社から500万円、一般財団法人小豆島オリーブ公

園から1千万円の寄付がそれぞれございましたので、それぞれの財団が管理運営する施設の今後の整備等の資金とするため、寄付相当額をそれぞれの基金に積み立てるものでございます。

1ページめくっていただきまして、8款土木費、6項3目都市計画費、15節工事請負費の165万円でございます。これも歳入のところで申し上げましたが、国庫補助金の増額内示に沿いまして、15節工事請負費を増額し、事業の進捗を図るものでございます。

次に、9款消防費、1項2目非常備消防費、18節備品購入費の30万円でございます。こちらは、単独県費の地域防災力重点分野支援事業補助金を活用して、消火栓に付随いたしますホース等の格納箱及び消防分団の再編に伴います資機材の購入を行うものでございます。なお、当初予算計上分を含めて補助金の対象となっておりますので、財源更正もあわせて行ったところでございます。

最後に、10款教育費、2項2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金70万円でございます。説明欄1は、歳入で受け入れいたしました寄付金50万円を寄付者のご意向に沿って、苗羽小学校音楽部を育てる会に対して補助するものでございます。

説明欄2につきましては、歳入の県支出金のところでご説明したとおり、児童同士や地域の人たちとの交流によって、いじめ、不登校などの未然防止を図ることを目的とした心の交流事業について、安田小学校が内定を受けましたので、県からの委託金を財源に安田小学校に補助するものでございます。以上、歳出予算の補正総額は2億4,588万1千円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番大川議員。

○1番（大川新也君） 自治総合センターのコミュニティ助成事業、これ毎年いろんなところが利用されておりますが、この事務の流れはどういうふうなところでどう申し込んだら、こういうな資金、所得限度額とか、そういったところはどんな流れで今回の安田の集会所の備品とかいうのは、流れ的なものは年間どれぐらい何件できるのか、そのあたりが各地区によってわからないところもあると思うんですけど、今、どういう流れでこれ決まっているんですか。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） コミュニティ助成金でございますけど、今回計上させていただきますのは、一般コミュニティ助成金、これが安田地区の集会所備品でございます。

それから、自主防災組織育成事業助成金、こちらが消防の室生地区の消防機材とか、そういったものに対する助成金でございます。

窓口は、一般コミュニティ助成が企画財政課、それから消防のほうは総務課になっております。毎年秋口ぐらい各地区から申請をいただいて、それを3点ほど県のほうに上げまして、県から自治総合センターに上げて、年度末ぐらいに内定があるといった流れになります。

どれぐらいつくかということなんですけれども、これはもうちょっと読めませんで、全然つかない年もあれば、1つつく年もあれば、2つつく年もあるということで、今現在、要望がたまっておりまして、各地区の。今、申し込んでいただいても数団体が先にもう申し込んでおりますので、ちょっと先着順ということで年度が先に延びますけれども、ただ申し込んでいただいといたら毎年申請する中で徐々にはついていくというようなことございまして、なかなか年に幾つつくという決まりがございませんので、このあたりは何とも申し上げようがないところですが、とにかく100%の助成ですので、できる限り有効活用図っていただくように地域の方にもご案内してまいりたいというふうに思っております。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 順番が来るまでですけど、どれぐらいたまっとるか。どこへ常にこれいろんなところから地区から申し込みがあるのは、どんな流れで職員があっせんしようなのか、わざわざ企画財政までこの基金をこの金を使わせてもらえるかと申し込みに来よんか、そのあたりの流れは。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 大川議員のご質問にお答えいたします。

どういった流れかということですが、まず広報紙とかに載させていただきまして、一番多いのは、その地域の総代さん、自治会長さんのほうが太鼓が少し痛んでおるので何かいい財源がないかなみたいなご相談をうちの課に受けます。その流れを受けて、このコミュニティ助成があるので、では、申請してみますかというようなことで、毎年9月末までその自治会長さんとかご相談いただいた件についても取りまとめを行って、10月に香川県の地域活力推進課のほうに私ども提出いたします。もう先

着順ということで、受けた順番に出しております。全てを出しております。いただいた案件全部は県のほうに上げるんですが、毎年採択になるのが26年度から28年度までで1件です。25年度は2件採択されました。

自治総合センターのほうに確認してみたんですが、今、熊本の震災で復旧を熊本のほうでやってるわけなんですけど、熊本のほうに少し手厚く配分がされているということで、29年度の香川県全体でどのぐらいかということ39団体で、参考までに土庄町も39のうちの1件、小豆島町も39のうちの1件ということで毎年ほぼ1件ぐらいかなということで考えております。

今現在、待っておられるのが40近くございます。ほぼ太鼓台の改修あるいは放送設備とか、そういったものもありますけど、そういったご提案という、ご要望を頂戴しております。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 済みません。大変初歩的な質問なんですけど、松山善三、高峰秀子さんの寄付金が6ページで入って、それで10ページで基金に積み立てて、それでまた6ページで490万円、これちょっと二重になるじゃないかみたいな感じがするんですけど。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 鍋谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

受け取った2億円とその取り崩しの490万円と歳入の二重計上じゃないかというご質問だと思うんですが、まず寄付者、相続人の方のご意向を大切にしまして、一旦2億円いただいたものを全て基金のほうに組ませていただきたい。もう正確にいただいた2億円はきちっと基金のほうに一旦組みましたと。で、本年度中にもう家屋の管理であるとか検討委員会を開催する費用が発生しますので、その積み立てたものから490万円だけ取り崩させていただいて、それに活用させていただくということで、予算の紙として見れば同じように出てるように見えるんですが、お金の流れの時系列を追っていただきますと、年度の中でタイミングがちょっとずれるという考えでご理解いただければと思います。以上です。

○議長（森口久士君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第 39 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第 39 号平成 29 年度小豆島町一般会計補正予算（第 1 号）は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 14 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 15 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（森口久士君） 次、日程第 14 及び日程第 15、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程第 14 及び日程第 15 を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第 74 条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので会議を閉じます。

これをもちまして平成 29 年第 2 回小豆島町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2 時 17 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員